

八幡林遺跡



1994

新潟県和島村教育委員会

和島村埋蔵文化財調査報告書第3集

はち まん ばやし
八 幡 林 遺 跡

1994

和島村教育委員会

題字 和島村村長 清野 精合

序

この八幡林遺跡は、平成2年度に建設省の116号線バイパス建設に伴う事前調査で、「沼垂城・養老」「郡司符」木簡が出土し、土墨で畳まれた建物群が発見されるなど、越後の古代史を書きかえる発見と評価されました。しかし2年度の調査では、大きな広がりを持つ遺跡の中の、ほんの一部分に対してなされたに過ぎず、遺跡の全容の解明を求める声が全国から寄せられました。

そのため和島村教育委員会では、平成3年度から文化庁の補助金を受け、遺跡の範囲や具体的な性格を究明するための確認調査を実施しました。その結果中心的な建物と考えられる四面庇付建物や、低地を渡る木道が発見され、木簡や墨書き土器などの文字資料が多量に出土するなど、大きな成果を得ることができました。

平成5年度の調査では、遺跡の四至の究明を主眼としたために、遺構の検出量は少なかったのですが、北陸道の支道と考えられる両側に溝を持つ道路跡が発見され、正式な作法に基づいた文書行政の施行を裏付ける、文箱と封緘木簡がセットで出土するなど、貴重な発見が相次ぎました。また、文字資料では「上大領殿門」と書かれた木簡など、郡に関わるもののが多量に出土し、八幡林遺跡が古代の古志郡衙・特に古志郡の大領と密接に関わる遺跡であったことが、よりいっそう明確になりました。

本遺跡の示す内容は、古代における地方支配を知る上で極めて重要な情報であり、これらの成果を報告する本書が広く活用され、埋蔵文化財に対する理解が一段と深められることを願っております。

なお、この発掘調査にあたって、文化庁・国立歴史民俗博物館からは適切な御指導をいただき、新潟県教育委員会には職員の派遣及び御指導をいただきました。調査中は地元和島村の有志の方々を中心に、長期間にわたっての御協力を賜りました。ここに厚くお礼を申し上げます。

平成6年3月

和島村教育委員会

教育長 水澤 文夫

例　　言

- 1 本書は新潟県三島郡和島村大字島崎字八幡林ほかに所在する「八幡林遺跡」の確認調査報告書である。
- 2 本事業は、文化庁の補助金を得て、和島村教育委員会が調査主体となり、新潟県教育庁文文化行政課の指導のもとに実施した。
- 3 注記は「93八林」とし、他に調査地区・トレンチ名・層序等を記した。
- 4 遺物は和島村教育委員会が一括保管している。
- 5 遺構の名称については、昨年度からの続き番号を踏襲した。新しく遺構の検出されたH地区については01から番号を付した。
- 6 実測図および地形図は国土調査公共系座標を基準に作成した。実測図および地形図中の方位は座標北を示す。
- 7 発掘調査にあたり下記の土地所有者からは、快く承諾を頂いた。記して感謝申し上げる。
遠藤喜一、小田金一郎、重野子、早川良一（五十音順）
- 8 整理作業は、調査担当、調査員を中心に下記のメンバーの協力を得た。
阿部美智子、久住幸江、近藤保、関川大輔、関川たづ子、山口八千代、渡辺富美子（五十音順）
- 9 木簡・墨書き器の解説は、新潟大学の赤外線ビデオにより、小林昌二氏（新潟大学教授）平川南氏（国立歴史民俗博物館教授）にお願いし、釈読や意義等の御指導を頂いた。
- 10 本書の作成は、新潟県教育庁文文化行政課の指導のもと、調査担当・調査員で行った。執筆分担は、第III章2.B-d、同3.Dの木製品を桑原陽一、その他を田中靖が執筆した。
- 11 調査体制は以下の通りである。

調査主体	和島村教育委員会	教育長	水澤文夫
調査指導	文化庁記念物課	松村恵司	（文化財調査官）
	〃	坂井秀弥	（文化財調査官）
新潟大学人文学部		小林昌二	（教授）
国立歴史民俗博物館		平川南	（教授）
新潟県教育庁文文化行政課		本間信昭	（埋蔵文化財係長）
	〃	高橋保	（主任）
調査担当	田中靖	（和島村教育委員会主事）	
調査員	桑原陽一	（新潟県教育庁文文化行政課文化財専門員）	
調査補助員	野崎貴博	（新潟大学研究生）	

事務局 和島村教育委員会 矢部政夫（事務局長心得） 関川歓子（主査）

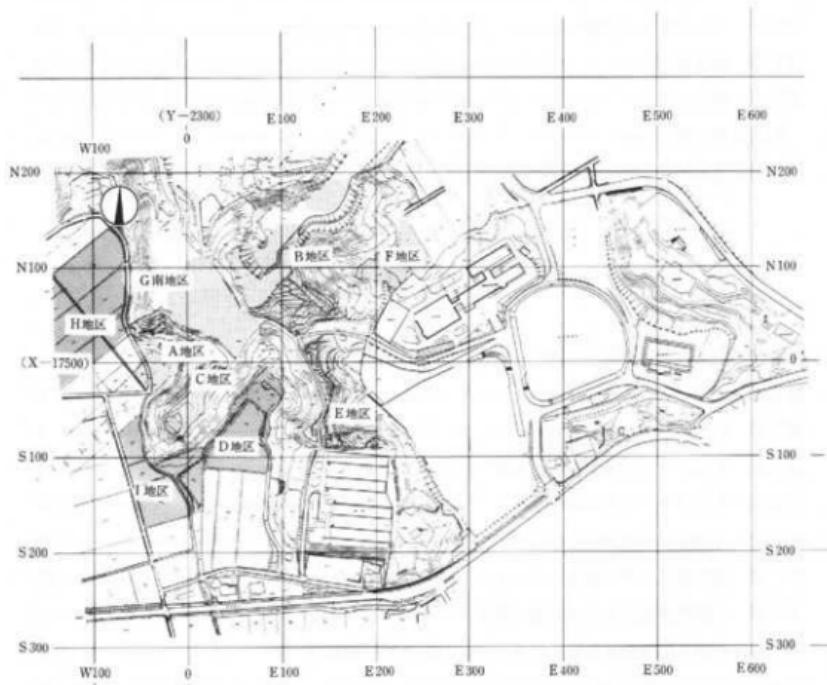
12 発掘調査については、和島村地元有志の協力を得て実施した。また、発掘調査から本書作成に至るまで、下記のかたがたにご教示を賜った。ここに厚く御礼申し上げる。（五十音順）

甘粕 健、春日真実、金子拓男、川畑 誠、北野博司、久我 勇、久々忠義、熊田亮介、佐藤 信、寒川 旭、田島明人、館野和己、出越茂和、寺村光晴、広井 造、本郷真紹、山本 雄、北陸地方建設局長岡国道工事事務所

13 平成5年の発掘調査はD・H・I地区に対して行われ、調査面積は総計で約1,200m²であった。

14 座標の設定と各地区の呼称

座標軸は、2年度に設定したものを踏襲した（山本ほか1992）。下図のとおりである。



座標の設定と各地区の呼称

目 次

序

例言

目次

第Ⅰ章 現在までの経緯.....	1
第Ⅱ章 5年度調査の経過.....	2
第Ⅲ章 各地区的調査.....	4
1. D地区.....	4
2. H地区.....	4
3. I地区.....	9
第Ⅳ章 5年度出土の墨書き土器.....	20
第Ⅴ章 5年度出土の木簡.....	23
第VI章 封緘木簡について.....	26
第VII章 調査のまとめ.....	30
引用参考文献.....	31
八幡林遺跡平成5年度出土木簡一覧表.....	33

挿図目次

第1図 H地区道路遺構平面図.....	5
第2図 道路遺構土層断面図.....	6
第3図 带金具.....	7
第4図 I地区11T土層断面図・遺構平面図.....	10
第5図 I地区25・26T遺構平面図.....	12
第6図 I地区出土金属製品.....	16
第7図 主要墨書き土器の消長.....	22
第8図 八幡林遺跡出土封緘木簡分類表.....	26
第9図 封緘木簡の部位名称・計測位置及び製作工程模式図.....	28
第10図 H・I地区出土土器の組成・口径分布.....	32

図版目次

(図面図版)

- 図版1 H地区出土土器(1)
- 図版2 H地区出土土器(2)
- 図版3 H地区出土土器(3)
- 図版4 H地区出土土器(4)
- 図版5 I地区出土土器(1)
- 図版6 I地区出土土器(2)
- 図版7 I地区出土土器(3)
- 図版8 I地区出土土器(4)
- 図版9 I地区出土土器(5)
- 図版10 I地区出土土器(6)
- 図版11 H地区出土墨書き土器(1)
- 図版12 H地区出土墨書き土器(2)
- 図版13 I地区出土墨書き土器(1)
- 図版14 I地区出土墨書き土器(2)
- 図版15 I地区出土墨書き土器(3)
- 図版16 I地区出土墨書き土器(4)
- 図版17 H地区出土木製品
- 図版18 I地区出土木製品(1)
- 図版19 I地区出土木製品(2)
- 図版20 I地区出土木製品(3)
- 図版21 H・I地区出土木製品
- 図版22 H地区出土木簡
- 図版23 H・I地区出土木簡
- 図版24 I地区出土木簡(1)
- 図版25 I地区出土木簡(2)
- 図版26 I地区出土木簡(3)

(写真図版)

- 図版27 H地区的遺構
- 図版28 I地区11Tの遺構
- 図版29 I地区25・26Tの遺構
- 図版30 H地区出土土器(1)
- 図版31 H地区出土土器(2)
- 図版32 I地区出土土器(1)
- 図版33 I地区出土土器(2)
- 図版34 I地区出土土器(3)
- 図版35 I地区出土土器(4)
- 図版36 H地区墨書き土器
- 図版37 I地区墨書き土器(1)
- 図版38 I地区墨書き土器(2)
- 図版39 I地区墨書き土器(3)
- 図版40 H地区出土木製品
- 図版41 I地区出土木製品(1)
- 図版42 I地区出土木製品(2)
- 図版43 I地区出土木製品(3)
- 図版44 H地区出土木簡
- 図版45 I地区出土木簡(1)
- 図版46 I地区出土木簡(2)
- 図版47 I地区出土木簡(3)
- 図版48 木簡赤外線ビデオ写真



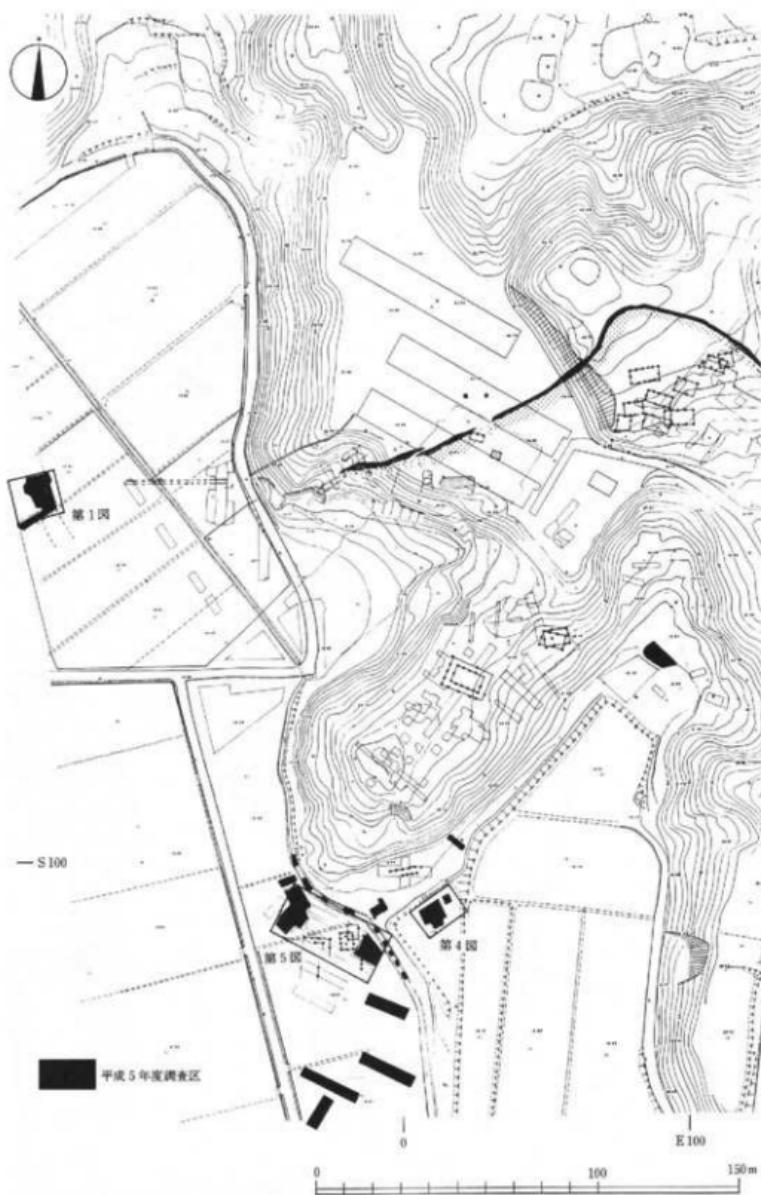
八幡林遺跡周辺の主な遺跡・地名表

No	遺跡名	種別
1	上向遺跡	遺物包含地
2	親訪田遺跡	◆
3	京田寄割遺跡	◆
4	横瀬山廃寺跡	◆
5	小谷地割遺跡	◆
6	五分一稻場遺跡	◆
7	上根神社裏遺跡	◆
8	大平遺跡	◆
9	中道遺跡	◆
10	辛賀崎遺跡	◆
11	大塚遺跡	◆
12	釜の沢軒跡	製鉄跡
13	山田郷内遺跡	遺物包含地
14	長者原遺跡	◆
15	旧北辰中学校遺跡	◆
16	門新遺跡	◆





造構配置模式図



遺構図面割付図

第Ⅰ章 現在までの経緯

八幡林遺跡は、新潟県のはば中央、三島郡和島村大字島崎・両高に所在し、「島崎川の谷に向かって半島状に突出した低丘陵と、それを取り巻く湿地の上に立地している。古代における島崎川流域は、当該期前後の遺跡が高密度に分布しており、「延喜式」に記載された古志郡の神社6座の内3座が集中するなど、郡内でも中枢的な地域とみられていた。

和島村教育委員会では、平成2年度に国道116号線和島バイパス建設に伴って、八幡林遺跡の発掘調査を行うこととなり、隣接した山田郷内遺跡と共に建設省北陸地方建設局長岡国道工事事務所と受託契約を締結し、調査を実施した。その結果、A地区の低地からは「沼垂城」「郡司符」の木簡や奈良三彩が出土し、B地区の丘陵上では大規模な土器・堀に囲まれた掘立柱建物群が検出されるなど、全国的に注目を集めた。

調査終了後、文化庁・県教委・和島村の3者は、遺跡の取り扱いについて協議し、遺跡の重要性から、さらに調査を継続して遺跡の範囲や具体的な内容・性格等を解明する必要があるという点で結論が出され、建設省の了解を得た。

3年度の調査 文化庁の新規事業である「遺跡発掘事前総合調査」(遺跡のカルテ)の補助金を得て、和島村教育委員会が調査を行った。その結果、丘陵上では土器・堀の延長が確認された他、遺跡のはば中央に位置するC地区の尾根上では、中心的な建物と考えられる四面庇付建物が検出され、低地部のH地区では、木道や区画施設の可能性がある板材列が発見されるなどの成果を得た。これによって、本遺跡は奈良時代前半のごく短期間に営まれたものでありながら、約200m四方という広さを持つ、有力な地方官衙であった可能性が高まった。

4年度の調査 文化庁の「村内遺跡発掘調査」補助金を得て、引き続き確認調査を実施した。その結果、C地区の東側斜面において、2間×3間ではあるが、柱の規模が大きい掘立柱建物が2棟、重複して発見された他、新たに設定したI地区から、平安時代に下る建物群が検出された。同地区からは多量の遺物が出土しており、「郡」「大領」「大厨」「石屋大領」の墨書き土器や、「郡」「卅五隻」「射水臣」の木簡などが注目される。これらの出土資料は、遺跡の性格を知る上で大きな示唆を与えるものである。次にH地区では、前年度の調査で確認された木道の延長が今回も確認されたが、区画施設の可能性が指摘されていた板材列は連続性が見出せず、東北地方の城柵に見られる材木列などの区画施設とは、別種の性格のものと考えられる。D地区では、奈良時代を中心とする土器が多量に検出され、炭化物が内外に付着した煮沸用の土器窯が卓越していることから、隣接して厨的な施設が存在していた可能性が非常に高い。この他注目される遺物としては、綠釉鳥形硯と「田長」の墨書き土器があげられる。

4年度の調査成果によって、八幡林遺跡が奈良時代から平安時代にかけて機能した官衙遺跡であり、特に「倭名抄」に見える古志郡衙と関連するという具体的な内容が明らかになった。

第II章 5年度調査の経過

前年度までの調査結果を受けて、確認調査の最終年にあたる平成5年度の調査は、遺跡の四至の解明とI地区建物群の追求、H地区木道の延長の確認を主目的として確認調査を実施した。

発掘調査 4月に諸準備を行った後、5月の連休明けから発掘調査を実施した。

I地区では、昨年度発見された平安時代の建物群の規模と遺跡の南限を把握するために、4本のトレンチと水路沿いに20か所の試掘坑を設定した。その結果、S150以南の地域では遺構は存在せず、遺物もローリングを受けた土器片が少量見られたのみで、S150付近が一応遺跡の南限として捉えられた。

次に6月中旬から、昨年度表土剥ぎの途中で調査を中断していたD地区の補足調査に入った。この部分は、養鯉池造成の際多量の遺物が出土しており、従来「長者原遺跡」として周知化されていた地点であった。調査の結果、過去の工事で包含層の大半が失われており、コンテナで1箱の遺物が出土したのみで1週間程度で調査を終了した。

6月下旬からは、I地区建物群の範囲を確認するために、11Tを設定し調査を開始した。11T周辺は、過去の区画整理で大規模な地形改変が行われており、盛土厚が最大で2mを越し、調査は難波を極めた。現地表下2.5~3.5mの深度に平安時代の整地層が見られ、その上面で烟の畠及び、建物の柱穴が確認された。整地層は、調査区の東に行くに従って薄くなり、トレチの東端近くで消滅し以東では遺構が存在しないことから、建物群の東限もほぼこの位置であったことが判明した。7月中旬から、整地層下に存在が確認された平安時代初頭前後を中心とする包含層の調査に入る。包含層は丘陵裾の斜面地に形成されたもので、平均50cmの厚みを持ち多量の遺物を包含していた。この付近は地下水位が高く、木簡等の木製品が良好に遺存しており、掘り下げには注意を要したが、7月下旬までに「上大領殿門」「上郡殿門」と宛書きされた封緘木簡、文箱、「内子五隻」「當荷取文……」「……鮎貳拾肆隻……」「四月五日 郡進止於蒸……」など郡に進上・集積された物資に関わる多量の木簡や、「大領」「郡」「郡殿」「田殿」「郡佐」「南殿」「大家驛」の墨書土器、銅製の帶金具、黒漆塗りの長頸瓶等、夥しい遺物が出土した。木簡については、新潟大学の赤外線ビデオを使用して、同大学の小林昌二教授から解説していただいた。

8月上旬でI地区的調査は一旦終了し、3・4年度にH地区で発見された木道の延長を確認するための調査に入った。その結果木道は確認されず、それと直交する方向で両側に側溝を持つ道路跡が確認された。お盆休み以降はこの調査区を拡張し、9月中旬までに道路跡を全長10mに渡って発掘した。道路の両側溝には遺物が多量に廃棄されており、その内容から奈良時代中頃を中心に機能していたことが明らかになった。文字資料としては、「山部直廣万呂」「可懸干」の木簡や、「石屋木」「石屋殿」「郡」「石大」等の墨書土器が出土している。

9月中旬からはI地区の調査を再開し、4年度に建物群が発見された地点の東西に接して、25・26Tを設定した。25Tでは柱が遺存した柱穴が3基発見されたが、搅乱が著しく建物の全容を明らかにすることはできなかった。遺物としては「□□□□□郡殿」の封緘木簡や本遺跡で2例目の「郡符」、「北家」の墨書き器などが出土した。26Tでは、4年度に一部確認されていたS A12の続きが確認された他、新たな建物の発見はなかった。両トレンチとも、11月初旬を以て測量を除き調査を終了した。

秋の長雨にたたられながらも、12月初旬にはH・I地区の測量及び各地区の埋め戻しが完了し、5年度の現地調査を終えた。

現地説明会 5年度は確認調査の最終年度にあたり、例年ない多量の文字資料が出土したため、4年間の主要遺物の展示を含む現地説明会を11月3日に企画した。当日は、天候にも恵まれ、地元の人を中心として約350人の参加があった。以上をまとめると下表のようになる。

平成5年度 調査工程表

	5年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	6年 1月	2月	3月
D地区												
H地区												
I地区	-											
遺物整理												

第III章 各地区の調査

1. D地区

D地区は、以前より「長者原遺跡」として周知されていた地点であり、昨年度の調査でも多量の土器が出土し、煮沸用の土器器窓が卓越していることから、厨に関わる施設が付近に所在することが予想された。今回は、4年度に表土剥ぎが完了した状態で調査を中断したD-8Tの調査を実施した。調査の結果、本地点は昭和40年代の養鯉池造成で包含層の大半が削平されしており、奈良時代中頃を中心とする土器がコンテナで約1箱出土したにとどまった。

2. H地区

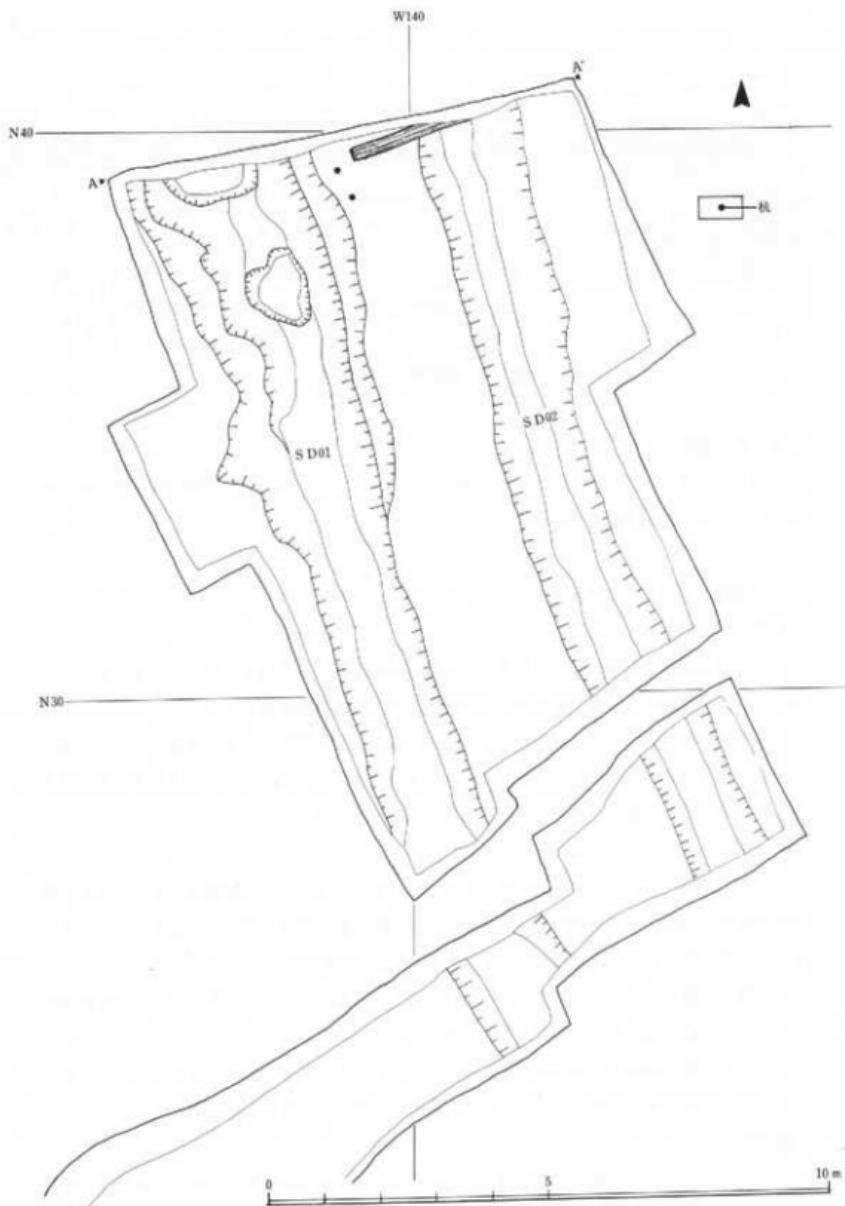
H地区は3・4年度の調査で、半裁した丸太を敷き並べ路面とした木道が検出された地点であり、本年度はその終点を確認する目的で、吉沢を挟んで対岸の丘陵直下にトレッチを設定した。その結果木道の延長は確認されず、両側に側溝を持ち、木道とは直交する方向に延びる道路遺構を検出した。

A 検出された遺構

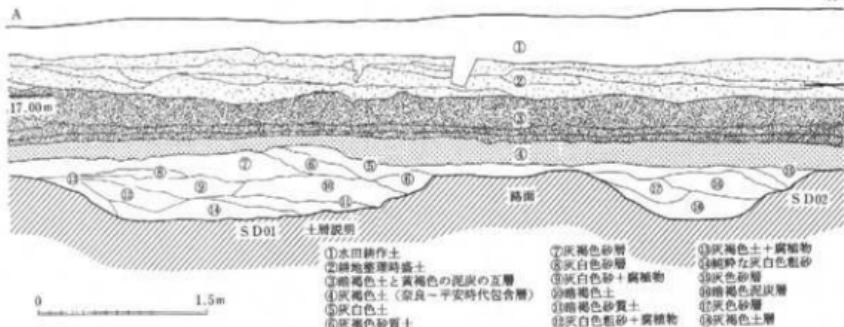
道路遺構 3・4年度に確認された木道が、淡黄褐色粘質土の上面に構築されていたのに対し、この道路遺構は下層の淡青灰色砂質土が確認面となっており(第2図)、層位的に明らかに先行するものである。道路は全長約10mが確認され、構造としては両側に幅1.5m~2.0m深さ50cmの側溝(S D 01・S D 02)を持ち、両側溝に挟まれた約2.5mの間が路面として使用されていたと考えられる。路面には踏み込みによる層の乱れが確認され、破碎した土器片を若干含んでいた。

道路の西側側溝S D 01・東側側溝S D 02は、共に断面逆台形で流水方向は北から南である。S D 01の下層には多量の遺物が包含されており、100個体を越える赤彩土器の存在など、上流で何らかの祭祀が執り行われた事を物語っている。S D 02からは「山部直廣万呂」と書かれた木簡などが出土しているが、遺物量は少ない。両側溝および路面出土の土器には、時期差がほとんど認められず、道路の機能していた時期は8世紀中頃の比較的短期間と考えられる。次に木道との関係であるが、道路側溝が完全に埋まりきった後、木道の基盤を構成する20cm程の淡黄褐色粘質土が堆積しており、木道と本道路遺構は共存しないことが明らかになった。

本道路遺構は、構造的にしっかりとしたものではあるが、両側溝の心々距離は平均4.0m程度で、八幡林遺跡周辺を通過していたとされる「北陸道」の本道とするには、富山県小矢部市桜町遺跡で発見された例(伊藤1992)からみても規模が小さく、北陸道から分岐し八幡林遺跡など主要施設を結ぶ支道であった可能性が高い。



第1図 H地区道路構造平面図



第2図 道路遺構土層断面図

B 出土遺物

H地区から出土した遺物はコンテナで約50箱あり、大半は道路の西側側溝であるS D01から出土した。以下種類別にその概要を述べる。

a. 須恵器(図版1~3・30~31)

坏蓋(1~8)

1~2は金属器を模倣した大型のもので、天井部は丁寧にヘラ削りされ薄く仕上げられている。2は高い宝珠形のつまみを持ち、1の外面には2条の沈線が巡る。

そのほかの坏蓋は口径15cm前後で、1~2・7のように天井部を広くヘラ削りしている場合が多いが、3~6のように削りを行わないものも一定量存在する。つまみが遺存するものは大きく偏平であり、端部は下方に折り曲げられ、ほぼ真下に垂下する。

有台坏(9~17・25~28・36)

9~17は口径14~15cmを測り、大振りで身の浅い有台坏である。口縁部は大きく外反し、高台は細身なものが多いが、16のように幅広で外側へ踏ん張る高台を持つものも少量存在する。また、15のように高台が内側に入り気味のものも出現している。

25~26は金属器模倣のもので、身が深く外面に1~2条の沈線が施される。25の口唇部は強いクロナデによる凹線状の凹みが見られる。

27~28は口径12cm前後を測る小型の有台坏で、高台は細身なものとやや幅広のものがある。

36は深い体部を持つ小型の有台坏で、高台は低く体部との境界が不明瞭である。

無台坏(18~24)

18~24は大振りな無台坏で、口径13.0~15cmを測るが14cm前後のものが多い。底部は丸底気味のもの(18~20)と、平坦なもの(19~21~24)の両者が見られる。

高坏 (37)

37は高坏の脚部であるが、上下を欠損しており詳細は不明である。

鉢 (29~30・39~41)

29~30は口縁部が内湾して立つ身が深いもので、いわゆる鉄鉢である。このタイプは通常丸底あるいは尖り底となるが、29は細身の高台を持つ。39は口縁が直線的に立ち上がる大型のもので、外面に沈線が施される。40~41は把手付きの鉢で、胴部の張りは小さく最大径は口縁部付近にくる。

壺・瓶頸 (31・33~34)

31は長頸瓶・33は短頸壺で、体部上半に2条1組の沈線が施される。32は後者の蓋と考えられる。34は体部の張りが少ない広口の壺で、口縁は直立気味に短く立ち上がる。

壺 (35・38)

35・38は肩の張った体部に外傾するやや短い口縁部を持つもので、端部は35が直立・38は水平気味となる。

b. 土師器 (図版4・31)

赤彩土師器 (42~53・55~56)

H地区からは100個体を越す赤彩土師器が出土している。器種としては、坏蓋 (42~43)・有台坏 (44~46)・無台坏 (47~53)・金属器の佐波利椀模倣のもの (55)・大型の椀 (56) が見られ、無台坏と大型の椀以外は須恵器の器形を忠実に写している。無台坏は底部が丸底となり内面は例外無くヘラミガキされるが、外面はナデのみのものもある。

無台坏 (57)

57は身が深い小型の無台坏で、底部はヘラ切りである。

椀 (54)

54は大型の椀で、底部はヘラケズリによって薄く仕上げられ丸底気味となる。

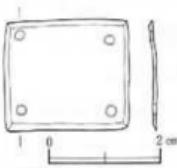
壺 (58~59)

58は丸底で球形に近い体部を持つもので、頸部は「く」の字にくびれ、短く立ち上がる。59は平底で頸部のくびれがルーズなものである。

c. 金属製品

帶金具 (第3図・図版31)

第3図はSD01から出土した帶金具で、 $2.2\text{cm} \times 2.0\text{cm}$ 厚さ0.8mmを測る。巡方の裏金具と考えられる。遺存状況は良好で、赤銅色を呈し一部金属光沢を帯びる。



第3図 帯金具

d. 木製品（図版17・21・40）

H地区からはコンテナで約5箱の木製品が出土したが、大半はSD01の覆土で検出された。図示した資料では皿182がSD02から出土し、それ以外は全てSD01のものである。本地区のものは、板材等が多く器種を同定できるものは少ない。

日常生活用具

蓋 (181)

環状つまみで、金属器模倣の須恵器杯蓋に同形のものがある。口径21.1cm・高さ2.9cmを測る。ろくろ挽きによる精緻な作りである。

皿 (182~189)

いずれもロクロ挽きで成型し、底部外面は手斧で削っている。遺存率が高い底部径で分類すると、187~189は径15~17cmの一群である。187は底部周縁を鋭角に削り出して高台を作成している。体部の厚さが0.2cmと薄い作りである。189は口径25.0cm、底径16.8cm、器高2.7cmで、厚さが2.1cmと厚く未完成の可能性もある。口縁部に1条の沈線が入る。182~184は径22~26cmを測る一群である。182は調整痕が比較的明瞭な皿で、口径26.4cm、底径22.8cm、器高2.4cmである。底部外面の中央部分に、幅1.0cmの深いツメ痕が3か所認められ、ロクロ使用時の固定痕の可能性が高い。183は高径28.6cm、底径25.4cm、高さ1.5cmで、内面には鋭利な刃物による傷が無数に見られる。径が26cmを越えるものに185~186がある。185は底径27.6cmを測り、底部から口縁部へ直立気味に立ち上がるるもので、底部と体部の境界が沈線状にくぼむ。186は底32.0cmを測る最大のもので、やはり底部と体部の境界が沈線状にくぼむものである。

草履 (190)

全長21.9cm、幅11.8cmを測り平面形は隅丸方形を呈する。裏面は平坦で使用による摩耗が著しい。表面は足裏の圧痕が浅いくぼみとなって残り、五指ともに明瞭に確認できるほどで、相当長時間使用されたものと考えられる。上部の穴は左に偏っており、右足用のものである。

農具

鋤 (246)

全長130.9cm、刃部の長さ44.8cm、同幅23.0cmを測る。一本から作り出しておらず、全体に手斧の削り痕が明瞭にみられる。鉄製の歯先を装着する加工が見られず、端部が面を持ったままで、全体に加工が粗く使用による摩耗が見られないことから、未完成である可能性が高い。

祭祀具

陽物 (191)

全長40.4cm、直径3.0cmで枝木を使用している。上端より2.5cmのところを、幅4cm程に渡って粗い加工で抉りを施し、頭部を形作っている。下端は平坦に仕上げられるが、その他の部分は樹皮を剥いだままで、加工はされていない。

3. I 地区

昨年度発見された低地部建物群の規模と、遺跡の南限を確認する目的で、6本のトレンチと20ヶ所の試掘坑を設定した。1~4Tでは整地層や人為的な遺構は発見されず、遺物も須恵器甕の小破片が0~数片出土したに停まった。水路沿いに設定した試掘坑からも同様の結果が得られ、遺跡がこの地域まで伸びないことが、ほぼ確定となった。昨年度の調査区に隣接して設定した11・25・26Tの3本のトレンチでは、多量の遺物が出土したが遺構は希薄で、I地区建物群の縁辺部に位置するものと思われる。

以下では11・25・26Tの調査結果について、その概要を述べる。なお出土遺物については、本章6項で3地区のものを一括して記述した。

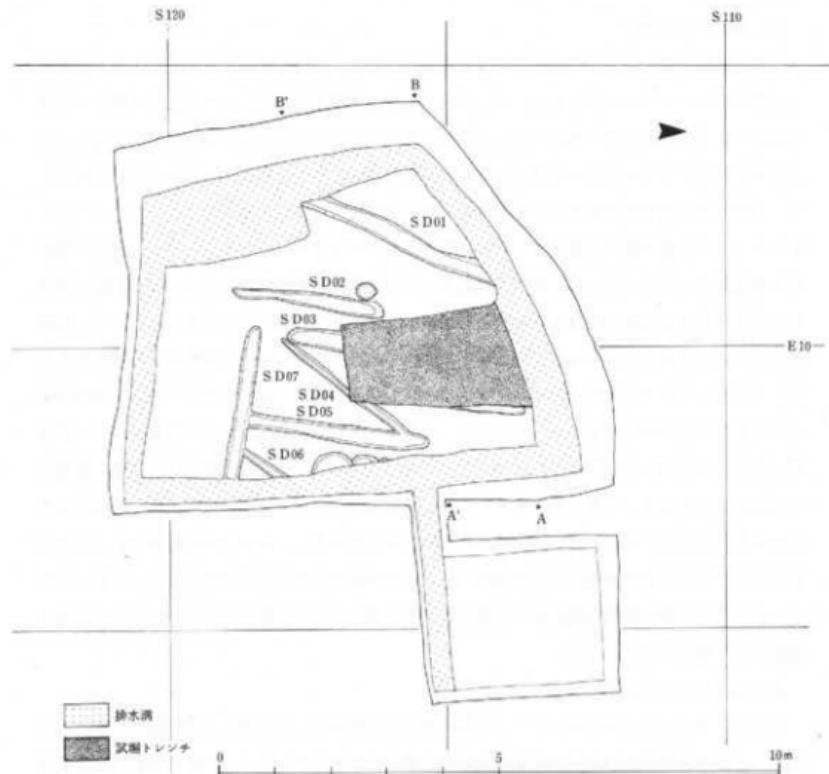
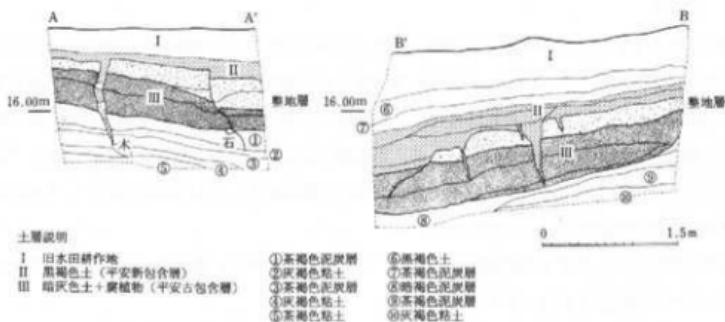
(11T)

A 層序（第4図）

I地区東側の深い谷は、昭和40年代の水田造成の際に大規模に埋め立てられており、最も盛土が薄い11トレンチにおいても、1.5~2.5mもの盛土が確認された。この盛土（0層）は非常に崩れやすく、事前に広く重機で除去したため図上に表せなかった。I層は昭和40年代までの水田耕作土で、竹を束ねて暗渠管としたものが埋設されていた。II層は炭化物を含む黒褐色土で、平安時代の遺物を包含する。本層は谷の中心部に進むに従って層厚を増し、大きく2層に分かれる。IIa層は黒褐色粘土と茶褐色を呈する泥炭の互層で、その上位から中・近世の陶磁器が微量発見されている。IIb層は黒褐色土で平安時代の遺物を純粋に包含する。①層は整地層で、ほぼ純粋な山砂で構成され青灰色を呈する。昨年度の調査区では本層がより厚く、建物の柱穴の掘り込み面にレベル差があるなど、整地が複数次に渡っていた可能性が指摘されていた。しかし11T付近の状況は異なり、遺構は全て①層の上面から掘り込まれ、前後の層から出土する遺物の検討から、本地区的埋立は9C後半の一時期に行われたものと推定される。整地層はE110ラインまで確認され、この部分にのみ遺構が確認される。続くIII層は炭化物と腐植を含む暗灰色土である。本層も9C前半の遺物包含層であり、上位にはII層に近い時期の遺物が少量混在するが、その下位は純粋に古い段階の資料を包含し、後者を中心に多量の土器・木製品が出土した。特に木簡は「上大領殿門」の封緘木簡など50点以上が出土した。IV層以下では、灰褐色粘土層と茶褐色泥炭層が交互に堆積し、埋もれ木を多量に含んでいたが、人工的な遺物は全く確認されなかった。

B 検出された遺構（第4図）

11トレンチからは、溝7条、ピット3基が発見されており、いずれも上層の遺構である。下層は、土器や木製品等の遺物を多量に含む包含層が形成されていたが、明確な遺構は確認されなかった。



第4図 I地区11T 土層断面図・遺構平面図

溝

整地層上面において、性格不明の小溝が7条確認された。溝は幅30cm前後・深さ5cm前後を測り、ほぼ3方向のものに分類される。いわゆる畠の畠立ての跡に類似するが、平行する溝の間隔は2.5mと粗く、詳細は不明である。溝の覆土からは、9C後半を中心とする時期の土器細片が出土した他、SD05で第6図2の銅製耳飾が検出されている。

地震の跡

人為的な遺構ではないが、地震によるものと見られる断層・地割れの痕跡が、調査区南北の崖面観察で確認された。いずれの異常も整地層の上面から生じており、II層あるいはIIb層によって完全に覆われていた。地割れは上幅10cm・最大深度90cmを測り、⑤層にまで達しているのが確認され、その亀裂内には整地層の山砂やII～III層がブロックとなって落ち込んでいた。断層も深さ約80cmとほぼ同規模で、谷側が斜めに滑り落ち10cm程度の食い違いが生じているのが観察された。これらの異常が発生した時期は、前述したように整地層上面で確認され、II・IIb層で完全に覆われていることから、9C後半頃と考えられる。『三大實錄』貞觀5年(863)の項には「六月十七日戌申 越中越後等国地大震……庶民廬舍壓死者衆……」という記録が見え、これ以降に多発したとされる地震の、どれかに対応する可能性がある。

なお、この断層と地割れについては、通産省工業技術院地質調査所・近畿中部地域地質センター主任研究官の寒川旭氏から、現地にて御指導を頂いた。

(25T)

A 層序

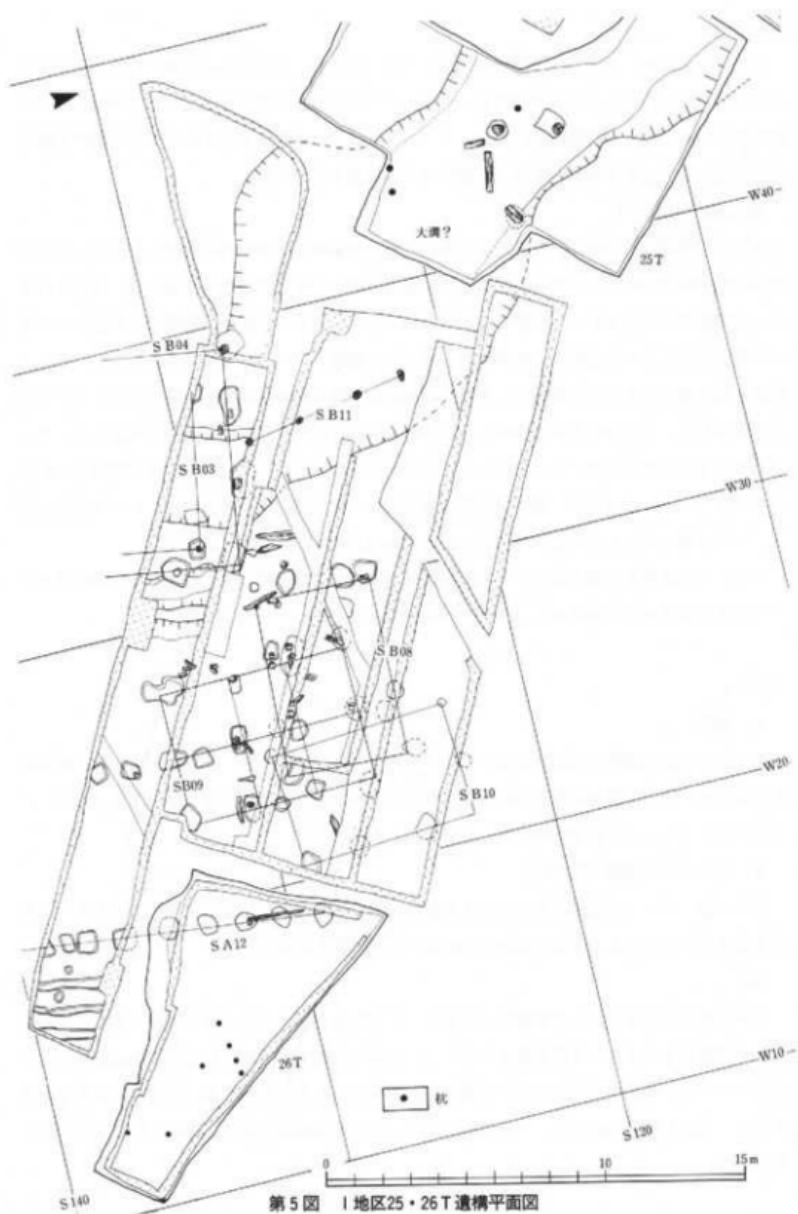
25Tは4年度の調査区の西側に設定したものである。昨年と同様、何次かに渡る厚い整地層が確認され、その下層の泥炭層から封緘木箇2点(262・273) 郡符1点(285)「福」と書いた土器(79)など、9C前半頃の遺物が少量出土した。

B 検出された遺構(第5図)

柱穴3基と杭3本が確認されたのみで遺構の分布は希薄であり、昨年度調査した1Tの状況から見ても、この付近がI地区建物群の西限となる可能性が強い。

柱穴

青灰色を呈する整地層中に構築されており、1辺70cmを図る方形の掘方を持つものと、直径50cmの円形のものが合計3基確認されている。柱穴の内部には、いずれも直径30cm程の柱根が遺存していた。本柱穴の周囲には、建築部材とも考えられる丸太が2点、横倒しの状態で発見された。しかし前後の位置に、これに対応するピット等は確認されず、建物としてはまとまらなかった。



第5図 I地区25・26T遺構平面図

溝？

昨年度に確認された落ち込みは25Tにも連続しており、溝状を呈することが判明した。落ち込みの両肩は平行ではなく、上幅は5~10mと一定しない。前述した柱穴は、この落ち込みがほぼ埋まり、浅い窪みとなった時点で掘り込まれていた。断面形及び深度を確認する為に、上層の遺構がない空白部分を調査終了後に断ち削ったが、深度が50cmを超える頃から激しい湧水と檻面の崩落に見舞われ、トレンチの掘削面がヘドロ状と化したことから、最終的な溝形の確認に至らず調査を中止した。本溝の最上位から9世紀前半頃の土器が若干出土していることから、それ以前に構築された遺構？と考えられる。しかし下位の状況が不明であることから、詳細は不明である。

(26T)

25Tは4年度の調査区の南側に設定したもので、本地区の基本層序も昨年度のそれと同一であり、整地層は10~20cmと薄い。その下層の木屑を含む包含層の発達は弱く、3つのトレンチの中では最も遺物量が少ない。整地層上の黒褐色土中には、9C前半~後半の遺物が混在しており、「野人」「厨」の墨書き器等が出土している。

A 検出された遺構（第5図）

整地層の上面で、柱穴列が1列、杭が7本確認されているにすぎず、遺構の分布は希薄である。調査区のW20付近より東には柱穴が存在せず、以東に設定したトレンチでも全く遺構が検出されなかったことから、26T付近がI地区前面に分布する建物群の東端にあたるものと推定される。

S A12

昨年度の調査で想定されたS B05・S B06の南側桁行の延長線上で、等間隔に並ぶ5個の柱穴を確認した。この部分の北側には、対応する柱穴を見出せず、S B05・S B06の北側桁行とした3個も、その長軸方向がやや開き気味となることや、柱穴間隔および掘り方の大きさが異なり、北側柱穴とはきれいに対応しないことから、南側の柱穴列は独立したS A12として捉えるのが妥当であろう。



S A12の柱掘り方は長辺0.7m前後の長方形~橢円形で、柱痕跡は確認できない。柱間は1.8mの等間であり、4年度の調査分を含めて8個の柱穴が確認されている。櫛列の方向は、S B03 S B04とはほぼ一致するN-8°-Eである。S A12は、さらに東西へと伸びているものと推定され、これを境に以東では建物が分布していないことから、I地区前面建物群の東側を区画す

る施設であった可能性が高い。

3. I 地区出土の遺物

I 地区出土の遺物は、コンテナで土器類約80箱、木製品約30箱が発見されている。大部分は11Tから出土したもので、整地層を挟んで下層（III層）の資料と上層（II層）の資料に大別される。以下では11T出土の資料を中心として、層別にその概要を述べる。

A III層出土の土器

a. 須恵器（図版 5～8・32～33）

环蓋（60～66・110）

110は口径17.2cmを測る大型の蓋で、金属器を模倣した111の有台杯とセットになるものである。天井部は広い範囲にヘラ削りが施され、偏平で大きなつまみが付く。65も口径17.3cmの大形品で、立体感のない盤状の作りである。

66は小型の有台杯67とセットになるもので、口径12.5cmを図る。

その他のものは口径13.5cm前後のものが多く、60のように天井部が丸みを帯び、小さなボタン状のつまみを持つものが一般的である。天井部の調整は、ヘラ削りとナデの両者が存在する。

有台杯（68～79・112～114）

111～113は金属器を模倣したもので、外面に沈線が巡る大型品である。113は特に丁寧に作られ、端反りの口縁とヘラ削りによる丸底に近い底部を持つが、高台は欠損している。

114は器高が高く、口縁部がラッパ状に開く大型の杯で、器面にはロクロ挽きによる凹凸が顯著である。

67・72は小型の有台杯で、72はやや身の深いタイプである。

その他の資料は口径12～13cmの領域に集中する。プロホーションは、68のように器壁が厚く、底部から体部へ丸みをもって立ち上がる場合が一般的である。高台は方形で、弱い内端接地となる場合が多い。

77は中でも異質なものである。本例は底部と体部の境界が明瞭で、高い高台が付く。底部の切り離しも、他の資料が全てヘラ切りであるのに対し、これのみ回転糸切りとなっている。東海系の器形である。

無台杯（80～96）

無台杯は口径12～13cmを測るものが多い。器形としては、①92～95のように身が浅く、皿状を呈するもの、②身が深く底部から体部へ丸みを帯びながら立ち上がるもの（80～88）、③底部が平坦で口縁が直線的に立ち上がるものの（89～91）、④底部の切り離しが回転糸切りのもの（96）、に大別される。その中で主体をなすものは①②で、これらには焼成時についた火燐が顯著な硬質の一群と、灰黄色を呈する軟質のもの、石英粒を多く含む県北の製品と推定されるものなど

が含まれる。

高坏 (106)

106は高坏の脚部で、表面はロクロナデによる小刻みな凹凸が顯著である。坏残存部の外面は丁寧にヘラ削りされている。

鉢 (103~105)

104は珠洲焼の擂鉢に似た器形を取り、端部は平坦でやや内傾気味となる。体部下半にはヘラ削りが施される。103は頸部が明瞭に縁れるもので、体部外面に「郡」の墨書が見られる。この103は25Tから出土した。両者とも焼成は瓦質に近い。105は把手付きの鉢で、底部はヘラ削りにより丸底気味に仕上げられる。

壺・瓶類 (97~99・101~102・109)

97は頸の長い広口壺で、外面には2条1組の沈線が2段設施されている。101は短頸壺で、口縁部は直立気味に短く立ち上がり端部は水平である。98~99は長頸瓶で、99の外面には2条の沈線が施される。102は双耳瓶で、粘土紐貼り付けによる環状の把手をもつ。109は、いわゆる横瓶であり、25Tの大溝?最上層から出土した。

甕 (107~108)

107は体部の張りが比較的少ないもので、外傾する短い口縁部を持つ。108は部分的にしか遺存していないが、口縁が外反して長く延び頸部が大きく縁れるものである。

b. 土師器 (図版 8~9・32~34)

坏 (116)

III層での土師器の坏は稀で、116のように回転糸切りで底径が大きいものが微量出土しているにすぎない。

椀 (115・166)

115・166は口径15cmを越す大型のもので、底部は丸底気味となり口縁部の外面には1条の沈線が施される。166は口径15.9cmを測り、このタイプでは最大のもので、底部外面はカキ目調整である。

甕 (117・121~127)

117~121~123は小型の甕で、器高が低くつぶれたような印象を受ける。体部下半のヘラ削りが特徴的で、底部は丸底のものと平底のものの両者がある。126~127は長胴の甕で尖底気味となる。125は前二者の中間的な法量を示すものである。

鍋 (118~120)

器高が低い浅鉢状のもの (118) と、頸部が「く」の字に縁れ、身が深いもの (119~120) があり、後者の体部下半にはヘラ削りが施される。

B II層出土の土器

II層出土の土器は細片化しているものが多く、総量も下層に比べて著しく少ない。9世紀後半～10世紀初頭頃に位置づけられる資料である。

a. 須恵器 (図版10・35)

环蓋 (128～130)

環状のつまみをもち、退化した端部を持つものが少量出土している。

环頬 (131～142)

131は有台杯の底部で、高台は外端部が接地する。その他は無台杯で、やや大振りで身の深いもの (134～136) と、身の浅いものがある。身が浅く口縁の外傾度が大きい137等は、八幡林遺跡で最も新しい段階に位置づけられよう。134～136が25Tから出土した以外は、11Tから出土した。

長頸瓶 (100・175)

100・175は口頸部を欠損するが、長頸瓶と考えられる。いずれも25TのII層から出土した。

b. 土師器 (図版10・35)

II層出土の土師器には、ロクロ成形の椀 (143～150) や長胴の甕 (152)・小型甕 (151) 鍋、非ロクロで内外面に輪積み痕を残す器台 (153) がある。椀には有台のものが一点のみ存在する (144)。無台椀には、内面が黒色処理され暗文が施されるものも見られる。小型甕である151は、底部外面がヘラ削りされるなどIII層の資料に近い。

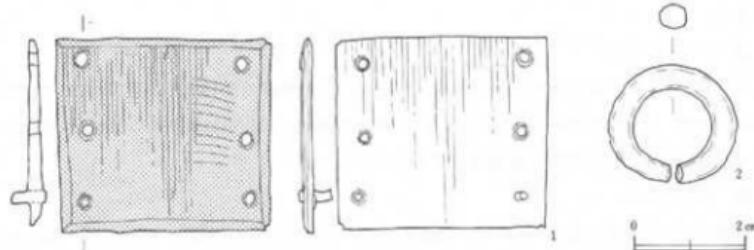
C 金属製品 (第6図・図版33・35)

帯金具(1)

銅製の巡方の裏金具で、 $3.8\text{cm} \times 3.4\text{cm}$ 、厚さ2.5mmを測る。留め孔は6カ所で、一つは紙が遺存していた。表面に黒漆がかけられた優品である。11TのIII層から出土した。

耳飾り(2)

銅製の耳飾りで、長径2.3cmを削る小型品である。11TのSD05から出土した。



第6図 I地区出土金属製品

D 木製品（図版18・21・41～43）

I 地区の木製品は11・25・26Tから出土しており、特に11TⅢ層からの出土が多く、その下位を中心にコンテナで30箱もの資料が出土している。内容的には、日常生活用具・紡績具・農具・工具・祭祀具・用途不明の加工材に分類される。

出土位置は、200・206～209・211・238が25T、その他は11Tである。

日常生活用具

皿（192～206）

口縁部まで遺存し全体の器形がわかるものは多くないが、底部の法量および形態によって、いくつかに分類される。皿の整形は、底部外面の周縁部を除く部位が手斧削り、そのほかの外面はロクロ削りである。底部の手斧削りの部分を厚めに残して、べた底の高台を作るもの（200）、底部周縁の端部をロクロで鋭角的に削り出し、有段に形作るもの（195・198）、ロクロ削りで高台を削り出すもの（201）がある。

底部径をもとに分類すると、192～193が径15cm未満の小振りな一群である。194・205は径16cm台の一群で、194は口径18.5cm、底径16.2cm、器高2.2cmで、体部外面に削り込みによる沈線が一条巡る。205には同じ部位に二条沈線が巡り、口径18.8cm、底径16.6cm、器高1.9cmで、底部外面に焼却があり、整形時の凹凸のため不鮮明な部分もあるが「田」と思われる、195・196・204は径20cm前後の一組である。204は口径23.8cm、底径19.9cm、器高1.9cmを測る。底部に焼却があり、不鮮明ではあるがやはり「田」であろう。その面に重複し刺突による列点で「○」の記号が描かれる。列点は焼け火箸状のもので施されているらしく、刺突の底面はいずれも焦げている。197～199は径23～24cmを測る一群である。197は口径25.6cm、底径23.2cm、器高1.6cmを測り、口縁部が大きく外反する。底径が25cmを越えるものは、202～203・206の3個がある。206は最大のもので、口径48.8cm、底径45.2cm、器高1.7cmを測り、底部と体部の境界が沈線状にくぼむ。

円形容器（207）

口径21.0cm、器高6.0cmを測り、口縁部は印籠作りになっている。器壁は厚く、全体的にロクロ削りが不十分であることから、未成品の可能性が高い。

漆器（208～211）

いざれも黒漆を内外面に塗布した優品で、遺存状態も良好である。208は円形容器の蓋で、口径38.8cmを測る大型品である。天井部の破片には、漆籠ぎによる補修が認められる。209は皿で底部から口縁部へ丸みをもって立ち上がるものである。口径15.6cm、器高3.0cmを測り、器壁は3mmと非常に薄い。210は偏球形の体部と、直立する口頭部を持つ長頸瓶であり、口径10.0cm、体部最大径27.3cm、器高14.9cmを測る。体部中央を境に上下を分割して作っており、籠目は印籠作りとなっている。体部の破片には、漆籠ぎによる補修が認められる。211は宝珠形のつま

みをもつ蓋で、須恵器の薬壺の蓋と同一の器形をとる。口径9.4cm、器高4.1cmを測る。

挽物容器未製品 (212・245)

挽物の容器未製品の内、器種不明のものを一括した。245は底径26.0cm、高さ14.2cmを測り、内外面ともロクロ挽きである。上面の孔の周間に焼け焦げが認められ、穿孔を容易にするための意図的な作業であろうか。本例は210の漆器瓶のように分割整形した瓶の、上半分の未製品である可能性もある。212は径17.0cm、高さが6.0cm(突起部を含めて8.5cm)を測る。上面は手斧削りのままで、ロクロ使用時の固定痕とみられる3カ所の深い爪痕が認められる。本例は身の深さや途上の器形から、椀となる可能性が高い。

こね鉢 (213・247)

247は現存長65.0cm、器高6.1cmを測る身の浅いものである。213は現存長31.7cm、高さ11.3cmを測り、内外面全体に手斧による削り痕が明瞭である。内面の底部付近に、使用痕と思われる擦痕が観察される。

曲物 (214~218)

蓋あるいは底板であり、直径から径17~21cmの大型品(214~215)、径13~17cmの中型品(216~217)、径10cm以下の小型品、の3つに分類される。図示したもの他、大型のもの11個、中型が6個、小型が1個ある。側面の断ち切りは垂直なものと、(211・214)と、傾斜するもの(217・218)があり、全体では後者が多い。側面に木釘がのこるもの(214)も6個である。214は、側板を桜の樹皮で留めるものである。218は底部に径4.8cmの孔が見られるものと想えられる。本例は全体的にススが付着している。

ちゅう木? (219~222)

両面または片面が平滑に削られる、細い短冊形の板木である。完形のものは長さ20~30cm、幅1~2cmを測り、規格性が認められる。

下駄 (223)

長さ14.5cm、幅5.7cm、高さ4.3cmを測る小型品である。一木を削りだし、台と齒を形作っている。

火鑓臼 (224)

現存長13.5cm、幅2.6cm、厚さ1.6cmを測る。逆円錐形の穴が側縁部に沿って5個みられる。穴の上面径は約1.3cm、深さ1.1cmである。

火鑓棒 (225)

全長70.7cmと長大で、端部の径が0.8cmである。両端が黒く焦げている。

紡績具

糸巻 (226~234)

枠木226~230と横木231~234がある。226は全長28.5cmと大型で、柄孔の間隔も広い。横木を

とどめており、方形の柄孔にはめ、側面から木釘で留めている。230も同様で、全長11cm、幅1.8cmの横木が組まれている。枠木の端部は、平坦なもの(226)と内削ぎ状のもの、(227~234)がある。

紡錘車(235)

断面台形をなし、底面径9.0cm、厚さ1.0cmを測る。中央に径0.7cmの穿孔が見られ、紡錘車として使用されたものと思われる。

工具

刷毛(238)

現存長12.9cm、毛先の幅4.2cmを測る。荷札木筒に似た形状の板材を縱割りにし、頭部に毛を挟み込んだもので、抉り部を紐で縛って固定している。先端を中心に漆が厚く付着しており、漆器制作等の作業に使用されたものと考えられる。

横槌(242)

全長30.5cm、柄の長さ16.3cm、幅は頭部で6.8cmである。機能部は頭部の2面と見られ、敲打痕が観察される。

農具

歎(241)

全長33.8cm、幅15.5cmで、柄孔は縦6.1cm、横4.4cmを測る。柄孔の周囲は補強のため厚く作られる。刃先にはU字形の鉄製刃先を装着するための加工が見られる。

祭祀具

刀形(236)

現存長19.8cm、幅1.5cm、厚さ0.7cmを測る。柄部から刃部の中途まで遺存する。刃部は両刃に加工されている。

斎車？(243)

現存長25.5cm、幅2.6cmで、角材の一端を角錐状に尖らし、その下位に一条の沈線がめぐる。さらにその下方の稜線上に、9カ所の切り込みを入れている。

不明木製品(237・239~240・244)

用途不明のものを一括した。237は全長12.8cm、幅2.9cmで、両面とも良好に加工している。一方の側縁中央に大きな抉りを、幅の狭まる位置に小さな抉りを対で施している。また2カ所に径0.2cm程の穿孔が見られる。239は大きく欠損しており全形を伺えないが、端部に抉りがある板材を2枚、漆で直角に貼り合わせている。240は全長12.7cm、幅4.5cmの長方形の板の両側縁を8カ所対に穿孔しているが、間隔はやや不揃いである。244は全長23.5cm・幅5.7cmの板に、16.7cm×2.7cmの半月形の透かし穴があけられている。

第IV章 5年度出土の墨書き土器

平成5年度出土の墨書き土器は291点で、4年間の出土総量は409点に達している。以下では5年度出土資料について、地点・時期別にその概要を述べる。

H地区

H地区出土の墨書き土器は総計46点で、4点がS D02から出土した以外は、いずれもS D01の出土である。両側溝出土の土器にはほとんど形式差が認められず、8世紀中葉を中心とするものと思われる。内容的には、以下のように分類される。

*地名と思われるもの

「古志」…1点、「石」…9点

「古志」は古志郡を指すものと考えられるが、人名である「高志君」の可能性も否定できない。從来古志郡の初見は宝亀11年(780)の『西大寺流記帳』だったが、本例が郡名であるとすると、8世紀中葉頃までその記述が遅れることになる。

「石」は平成3・4年度に出土した「石屋」の略と考えられる。

*官衙に関連するもの

「石屋木」…1点 「石屋殿」…1点 「郡殿新」…1点 「郡」…2点 「石大」…3点
「大」…6点 「房」…1点

「石屋木」の「木」は、古代万葉仮名の〔き 乙類 K I〕に属し、「城」「柵」と同じ発音でもあることから、「石屋木」は「石屋城」あるいは「石屋柵」の当て字であった可能性がある。もし「石屋城(柵)」が実在するとすると、正史から消えた幻の城柵ということになり、古志郡外からきた「郡司符」「沼垂城」の木簡の存在とともに、今後の検討課題と言える。

「石屋殿」は石屋に所在する官衙の建物の敬称と考えられる。

「郡」「郡殿新」は郡衙に関連するものと思われ、後者は「新」の表記から新規に構築された「郡」の建物を示すと考えられる。

「石大」「大」は、それぞれ「石屋大領」「大領」の略かと考えられる。

*物品名を表すもの

〔酒カ〕
「□」…1点

*一字のみで意味不明のもの

「成」…1点 「今」…1点 「判」…1点 「卯」…1点

*解説不能のもの……16点

I地区

I地区出土の墨書き土器は総計245点で、内訳は11T158点、25T52点、26T35点である。これらの所属時期は、①8世紀末～9世紀前半のもの、②9世紀後半～10世紀初頭のもの、の2群

に分けられる。

① 8世紀末～9世紀前半のもの

*地名と思われるもの

「石」…2点

「石」は前述したように「石屋」の略と考えられる。

*方角を表すもの

「南」…8点

*官衙に関連するもの

「大領」…17点 「郡佐」…1点 「大」…16点 「石大」…1点 「^{〔大か〕}□家驛」1点
「郡」…2点 「郡殿」…1点 「南殿」…2点 「南家」…1点 「田殿」2点
「厨」…8点 「大厨」…1点

「大領」は郡の長官を表す職名で、4年度4点本年度は17点が出土し、合計で21点存在する。

この出土量は、駿河国志太郡衙跡に比定される静岡県御子ヶ谷遺跡に次いで多い。

「郡佐」は郡の次官（=少領）の意味であろうか。4年度の資料にも1点みられるが、他の遺跡でこのような用例は確認されていない。

「大」「石大」は前述したように、それぞれ「大領」「石屋大領」の略かと考えられる。図版13-92に見られるように、それぞれ「大」と「大領」が同一の土器に書かれている例がある。

「大家驛」は古代の北陸道に設置された駅家で、延長5年（927）の『延喜式』に記録が残っている。この墨書き土器の出土から、同駅は八幡林遺跡に近隣していた可能性が強まつた。また北陸道は海岸ルートではなく、内陸の島崎川沿いのコースをとることや、和島村周辺が平安時代において越郡大家郷に属していたことも、ほぼ確実になった。

その他のものは郡や郡衙に関連し、その内部にあった施設の名称を示すものと考えられる。当該期の資料には「南殿」「南家」「南」という表記が卓越しており、1地区に所在した建物群は、中心的な建物（正殿）から見て南に位置し、「南殿」「南家」と呼称されていた可能性が強まつた。「大厨」は大領の厨の略と考えられる。

*吉祥句と思われるもの

「福」…1点

*数字あるいは記号

「+」…2点 「□」…1点 「ナ」…2点

*意味不明のもの

「マ」…1点 「和」…1点 「合」…1点 「^{〔又か〕}□」…1点 「公」…1点 「上」…1点
「□子」…1点

*解読不能のもの……43点

② 9世紀後半～10世紀初頭のもの

*方角を表すもの

「北」…6点

*官衙に関連するもの

[北カ]

「□殿」…1点 「北家」…2点

[北カ]

前段階に「南殿」「南家」だったものが、上記のように「□殿」「北家」に変わっており、北方にあったと推定される中枢的な建物の消長や、官衙内部における建物群のレイアウトの変更があったことを示している。

*人名を表すもの

「山直」…1点 「野人」…1点 「野」…8点

「山直」は9世紀後半の土器に書かれており、785年に桓武天皇の諱を避けて「山部」の氏名を「山」に改めさせた史実と矛盾しない。

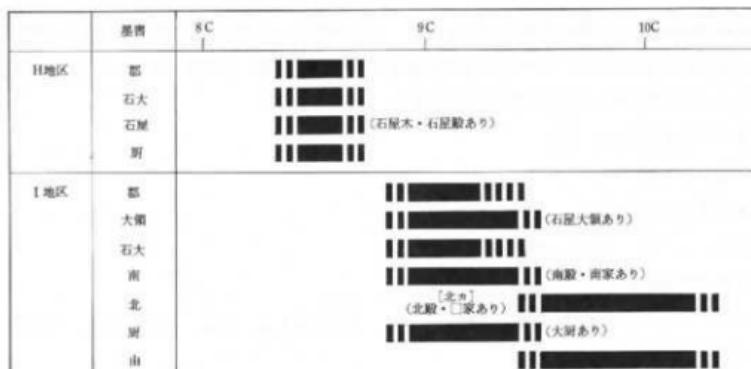
4年度から多く出土していた「野」は、本年度「野人」が発見されたことによって、その省略形であることが判明した。

*一字のみで意味不明のもの

「由」…14点 「田」…1点 「草」…6点 「木」…1点 「床」…1点 「卒」…2点

「宿」…1点

*解読不能のもの……82点



第7図 主要墨書土器の消長

第V章 5年度出土の木簡

平成5年度出土の木簡は総数72点で、出土地区ごとの内訳は、H地区14点、I地区58点（11T53点・25T3点・26T2点）である。以下地区ごとにその概要を述べる。

なお木簡の釈読や意義等については、新潟大学の小林昌二氏・国立歴史民族博物館の平川南氏・東京大学の佐藤信氏から御指導頂いた。

（H地区出土の木簡）

内容的には封緘木簡、荷札、文書木簡、習書などに分けられる。紀年銘を持つものは無いが、共伴した土器から8世紀中頃のものと思われる。

第36号木簡（256）

鹿の干肉に付けられた荷札と考えられる。SD01から出土した。

第37号木簡（254）

物品名は不明であるが、斗の単位で計れる物に付けられた荷札である。SD01から出土した。

第38号木簡（257）

「山部直廣万呂」の人名が見え、SD02から出土している。8世紀中頃という年代観は墨書き器の項でも述べたように、桓武天皇の諱を避けて「山部」の氏名を「山」に改めさせた「続日本紀」延暦4年（785）5月丁酉条に見える史実と矛盾しない。

第39号木簡（248）

数字が列記されたもので、何らかの記録に関わるものと推定されるが、2次的な加工や破損のため、詳細は不明である。SD02から出土した。

第40号木簡（253）

頭部の左側に浅い切り込みがあり、形状から封緘木簡を再加工している可能性が強い。欠損及び墨の薄れから文意を性格に読み取れない。SD02から出土した。

第48号木簡（249）

柄部がやや太い封緘木簡を再利用している。「鮭」「郡」「足」「田」等の文字が習書されておりSD01から出土した。

第50号木簡（255）

小片のため詳細は不明であるが両面に文字が書かれる。文書木簡である可能性が高く、SD01から出土した。

その他（250～252・258・260～261）

いわゆる封緘木簡であり、本地区からは総数8点が出土している。250～251がSD02から発見された以外は、SD01から出土した。250（第53号）は2カ所の切り込みの付近に墨痕が見られ、封緘の意味を持つ可能性がある。

(1) 地区出土の木簡

内容的には封緘木簡、荷札、文書木簡、習書などに分けられる。やはり紀年銘を持つものは無いが、層位及び共伴した土器から、8世紀末～9世紀前半頃のものと思われる。出土地点を記さないものは、全て11T III層から出土したものである。

第23号木簡 (287)

2次的な加工や破損のため全容は不明であるが、荷の運搬に従事した駄馬26匹や、進丁、夫の名前を上げ、それぞれに米一斗と内子鮭を支給するよう請求したものと思われる。12人の人が確認され、「能等」や若狭・越前・加賀に広く分布する「丸部」など北陸地方との関連が深いものや、蒲原郡日置郷や三嶋・頸城両郡の物部神社等との関連が考えられる「日置」「物部」などの氏姓が確認され、古志郡内に生活していた人々の出自系統を考える上で重要な示唆を与える資料である。

第24号木簡 (284)

現存長44.0cmを測る長大な木簡で、最低3片以上に分断されている。郡に貢進された物資の内容と数量を記したものである。物品名としては、藤の席・宍内・赤□□坏などが読み取れ、その内容から儀式に関わる物資の可能性が高い。裏面の長官尊は大領を指すものと思われる。

第25号木簡 (285)

ほぼ完形で、物品名と数量が記された伝票様の木簡である。物品名としては鮭24隻とその内訳である頭付き17隻・頭無し7隻、宍内・佐目・鳥などの干物、米、漆器の皿などが記されている。

第26号木簡 (279)

2次加工による切断で大きく変形され旧状を伺えないが、厚さが8mmもあり文字の残り具合からみても、かなり大きな木簡の一部と考えられる。両面に文字が書かれるが、一面のそれは刀子等で削り取られている部分が多く、内容を読み取ることが出来るのは片面のみである。そこには「□岐郷戸主物マ五百足戸口物マ」の文字が見え、右側にも別の文字の一部が残ることから、複数の行書かれていたことが判る。多岐郷は後の『和名抄』に、三嶋・高家2郷とともに三嶋郡として記されており、同郡が古志郡から分裂した時期を知る上で、重要な示唆を与える資料である。

第28号木簡 (281)

頭部を欠損するが、左右に切り込みを持ち一端が尖る、いわゆる付け札である。「内子五隻」と書かれており、ココモリノサケに付けられたものである。

第30号木簡 (282)

完形の付け札である。差し出し人と考えられる「氷□奈戸」と、物品の数量を表す「□□」が判読でき、後者は行をやや左に寄せ、小さな文字で書かれている。

第32号木簡 (262)

全長38.0cmを測る長大な木簡で、側縁の3カ所に浅い切り込みが施され、下部は短く幅広の柄状となる。いわゆる封緘木簡である。切り込みの間隔はほぼ15cmの等間で、切り込みに一致する帯状の変色が見られ、紐で結束されたことが推定される。表面の上部に「上大領殿門」と書かれており、その宛先が大領であったことを示している。

第33号木簡 (267)

封緘木簡で、柄部の下位を欠損する。表面に9文字分の墨痕が観察されるが、全体に遺存状況が悪いが、5文字目が「儀」・7文字目以下が「祀符状」と読める可能性がある。264の木簡と接合し、同一の素材から分割されたものである。

第34号木簡 (264)

大きく欠損する。形状から封緘木簡と考えられるが、切り込みは頭部の1カ所のみである。表面上部には「上郡殿門」と宛書されている。

第35号木簡 (259)

いわゆる文箱の内面に習書が見られるもので、「足□□足□□」や「国」「在」「有」等の文字が見える。前者は越前国足羽郡と書かれている可能性が強く注目される。文箱の出土は、地方官衙では初めてである。

第42号木簡 (280)

上端より間隔をおいて「白鳥」の2文字が書かれるが、以下を大きく欠損しており、示す内容は不明である。

第49号木簡 (286)

25Tの整地層下から出土した。再加工による2次的な切断や削りによって原形をとどめないが、表面に4文字が確認される。上2文字は「郡符」と読み、文書木簡と考えられる。

第50号木簡 (263)

縱方向に半裁されたもので、形状から封緘木簡と考えられるが、側縁の切り込みは見られない。表面に「□□□□□郡殿」の文字が書かれ、上3文字が差し出し元を示している可能性がある。本資料も25Tの整地層下から出土した。

第51号木簡

下端を小欠する付け札で、本遺跡出土の同類の中では最小の部類に入る。表面に2文字が書かれる、「酒米」と読める可能性がある。

その他 (268~278)

いずれも封緘木簡であるが、墨痕は確認できなかった。268と269、271と272は互いに接合し、同一の素材から分割されたものである。273のみ25Tの整地層下から出土した。封緘木簡については後章で詳述する。

第VI章 封緘木簡について

平成5年度の調査で八幡林遺跡から出土した封緘木簡は、総数25点を数える。出土地点は、H地区SD01 5点・SD02 3点（8世紀中頃のもの）、I地区11T 15点・25T 2点（8世紀末から9世紀前半頃）である。両地区的ものに形式差は認められないが、H地区SD01の資料には未成品を多く含んでいる（4点）。以下では、出土した封緘の形状や大きさ・製作技術について概要を述べる。

1. 形状

八幡林遺跡出土の封緘木簡は、平面形から大きく3類に分類される。

I類 体部長(a)と柄部長(b)がほぼ等しく、長い柄を持つもの。

II類 体部長(a)と柄部長(b)の比が2:1程度の、短い柄を持つもの。

III類 欠損ため、詳細不明のもの。

I・II類は、側縁に施される抉りの数から、0類一抉りを持たないもの、1類一対の抉りを持つもの、3類一3対の抉りをもつもの、に細分される。これに頭部の形状差を加味して、a類一水平なもの、b類一かまぼこ形～主頭形を呈するものに分け、以上の3段階で分類を行った。その結果が第8図である。

八幡林遺跡出土の封緘木簡は、他地域の出土例と比較しても非常に近似性があり、各地で共通した範型が存在したことを示している。ただ、側縁の切り込みを全く持たないI 0 b類の存在や、他地域では一般的な頭部が水平になるものが少なく、頭部がかまぼこ形～主頭形を呈するものが多い点など、地域性を示している可能性もある。

I類				II類		
I 3b	I 2b	I 2b	I 2b	I 1b	I 1a	I 0b
II 2a	II 2a	II 2a	II 2a	II 2b	II 2b	II 2b

第8図 八幡林遺跡出土封緘木簡の分類表 (S=1/8)

2. 大きさ

八幡林遺跡出土の封緘木筒は大きさにバラエティーがあり、幾つかのグループに分かれる。

I類では(a)28cm以上(w)4cm前後のものと、(a)18cm前後(w)2~3cm程度の2種類がある。側縁の抉りの数は、前者が0~3対、後者が1~2対で、(c)は15cm前後である。

II類は長大なものが多いが、体部長のみを見ると15~20cmで、I類の短いグループとはほぼ一致する。幅では4cm程度ものと、3cm弱のものの2種類が存在し、I類のあり方に近い。側縁の抉りの数は、いずれも2対である。

3. 製作工程の復元

八幡林遺跡からは、封緘木筒の未成品あるいは製作途上での失敗品と考えられるものが6点出土しており、それらの観察から第9図のような5段階の製作工程が推定できる。

①原木から素材となる短冊形の板を割り取る段階で、木取りの方向は柾目になるものと、板目になるものの両者が存在する。

②素材の両側縁を切り欠き、表裏を平坦に削り込んで、概略形をつくり出す段階。

③頭部に刃物を入れ、2分割する段階。

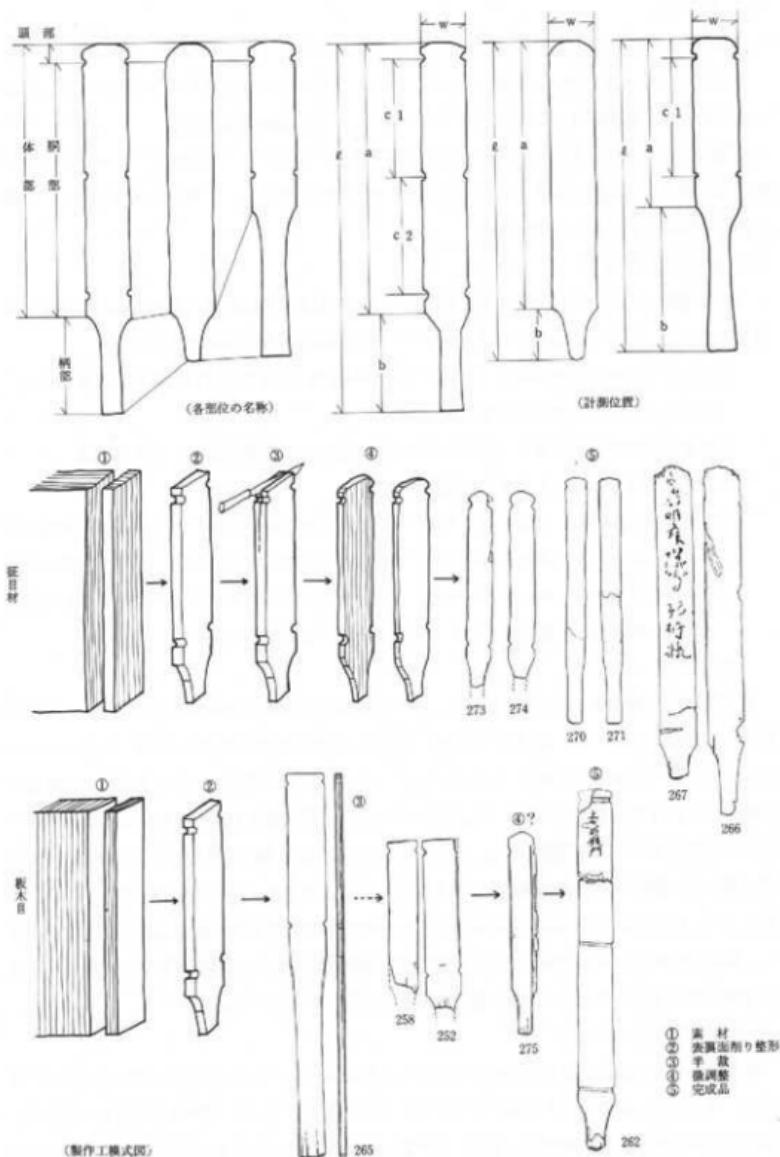
④分割されたものに、それぞれ仕上げの微調整を施す段階。修正される位置は、頭部と柄部・抉り部が中心である。このため2点接合する完成品の資料では、頭部・柄部の平面形が完全には一致しない場合が多い。また、下部の抉りの位置が若干食い違うものも存在し、分割後別々に抉りが施される場合があることを示している。

⑤完成品

各段階の出土量は以下のとおりである。①~②の段階は明確な例が残されていない。③の段階は3点確認されている。図版24-265は、頭部から柄部の中位まで割れが連しているもので、半裁中に何らかの理由で放棄されたものとも考えられる。ただ本例は、他の未完成とは異なり調整加工が良好であることから、この状態が完成品で、間に書状を挟み込む従来とは別のタイプの存在を示している可能性もある。図版22-258も本段階の資料と考えられ、半裁の割れが末端に届かず、胴部下位で表面側に抜けてしまった失敗品である。④の段階は完成品との識別が難しいが、下位の抉りが裏面側まで達していない図版25-275などは本段階に属する可能性が強い。図版23-260~261は半裁時あるいは微調整の段階で破損した木筒を再加工し、中途から柄部を削りだそうとしているもので、接合する2枚の形状が大きく異なっている。

4. 記載内容について

総数25点のうち6点に墨痕が確認される。その記載内容としては、①宛先が書かれるもの(図版23-262-264)、②差出元?+宛先が書かれるもの(図版23-263)、③抉りの位置に一致して、墨痕が観察されるもの(図版22-250)、④習書が書かれるなど2次的に使用されたものの4種類がある(図版22-249・253)。図版24-267は「状」等の文字が見え、①あるいは②の可能性



第9図 封締木戸の部位名称・計測位置及び製作工程模式図

が強いが、墨痕が薄く内容を読み取ることができない。①・②に見られる宛先には、「郡」と「大領」があり、宛先で破棄される場合が多い木本簡の性格から、八幡林遺跡が古志郡衙に関連していたとする考えの大きな根拠となっている。図版24-263は、長屋王家出土の封緘木簡「封 北宮進上津税使」のように、宛先と差し出し元が記されている可能性がある。③は前章で述べたように、封緘の意味を持つ可能性がある。④は「鮎」「郡」「足」「田」などの習書がみられる。第 図も頭部の形状から封緘木簡であったと考えられる。本例も2次的な加工後に「力風俗」などと書かれるが、読めない部分が多く詳細は不明である。

5. まとめ

八幡林遺跡出土の封緘木簡は、製作工程の復元から「2枚1組」を意識して作り出していることが伺え、また完成品と考えられる18点の内3組6点が接合した事実は、それがバラバラに機能するのではなく、2枚セットで使用される頻度が高かったことを示している。接合資料の中で文字が確認される1組（図版24-266～267）は、1枚の片面のみに宛書き？が見られ、使用状況を暗示するものである。封緘木簡の用途としては、いわゆる封泥のような働きをしていたと考えられており、文箱とセットで使用されたとする説と、2枚の木簡の間に折った紙の文書をはさみ、縛って使用したとする佐藤信氏の説があるが、本遺跡の状況は後者の用例が多かったことを示している。ただ、1点ではあるが文箱も共伴して出土しており、一部がそれらの封緘のために使用された可能性も否定できない。

封緘木簡の大きさには大小2段階がある。このことは、中に挟む紙の文書の大きさや折り方の違いに起因している可能性が強く、今後伝世資料や漆紙文書との対比を行い、内容による大きさの使い分けなど、より具体的な使用の実態について明らかにしてゆくことが必要であろう。

番号	E	W	X	b	c1	c2	厚さ	備考	番号	E	W	X	b	c1	c2	厚さ	備考
249	(29.4)	3.1	19.5	(9.9)	15.5		9.4	H-S-D01	265	41.1	4.0	20.4	20.7	15.1	0.8	I-11T 未確定?	
250	(28.6)	2.8	15.8	(12.6)	12.9		9.5	H-S-D02	266	37.3	3.8	28.5	7.8		0.3	*	
251	(27.5)	2.9	18.9	(8.6)	14.9		9.5	*	267	(33.2)	3.9	28.6	(17.7)		0.6	*	
252	(18.4)	3.7	16.6	(3.9)	13.3		9.3	H-S-D01 未成?	268	(36.4)	2.9	18.9	(17.5)	9	0.3	*	
253	(19.5)	(2.2)					9.3	H-S-D02	269	34.5	3.1				0.5	*	
258	(18.4)	3.1	(15.5)				9.5	H-S-D01 失敗?	270	26.1	2.3	20.1	6.2	(16.7)	0.3	*	
269	(16.1)	2.3	12.6	(3.5)			9.7	*	271	26.3	2.3	20.6	6.3	16.6	0.3	*	
281	(29.3)	2.5	27.3	(2.0)	11.4		9.5	*	272	21.8	2.1	16.2	5.6		0.3	*	
282	38.5	3.7	33.1	4.3	33.6	15.4	9.6	*	273	(28.9)	2.7	18.5	(2.4)	14.8	0.6	*	
283	(35.0)	(1.4)	31.3	(3.9)			9.7	I-11T	274	(20.2)	2.7	18.4	(1.8)	14.9	0.5	*	
284	(28.3)	(1.9)	24.2	(4.1)			9.3	I-25T	275	21.6	2.9	16.9	4.7		0.4	I-25T 未確定?	

八幡林遺跡出土の封緘木簡計測表

第VII章 調査のまとめ

平成5年度の調査結果と問題点をまとめると次のようになる。

遺構について

- ① H地区で北陸道の可能性が高い奈良時代の道路跡が発見された。
- ② I地区的整地層の範囲および低地部の土地利用の状況や、遺跡の四至が明らかになった。

墨書き土器について

- ① I地区から「大家驛」と書かれた土器が出土し、同駅および北陸道が八幡林遺跡の近くに位置することや、この周辺が平安時代に古志郡大家郷に属していたことがほぼ確実になった。
- ② H地区出土の「古志」は「古志郡」を指す場合もあり、同表記が奈良時代中頃に遡る可能性が出てきた。この場合、従来から多く出土している「石屋」との関連が注目される。

木簡について

- ① いわゆる封緘木簡と分類されるものが目立ち、文箱の存在とともに、正式な作法にのっとった文書のやりとりが地方行政レベルでも行われていたことを示す点で重要な発見である。
- ② 物品の請求・進上に関わる木簡には多数の人名が記載されており、本地域に展開していた人々の、出自を知る上で重要な示唆を与えてくれる。特に「能等」「丸部」は、昨年度出土した「射水臣」と共に、北陸地方との関連が強く注目される。また多彩な物品の名称は、官衙に収納・集積されたものの内容を具体的に示している点で、貴重な情報を提供している。特に「鮭」に関する記述が目立ち、「頭付き・頭無し」「内子鮭」といった詳細な分類がなされるなど、鮭が特産物として重要な地位をしめていたことを物語っている。

遺跡の性格について

八幡林遺跡は奈良時代から平安時代にかけて機能しており、各期に共通して郡に関わる文字資料が見られることから、古志郡衙に関連した重要な施設であることが確実となった。

奈良時代の段階は、丘陵斜面が雑墳状に造成され、頂部から斜面にかけて多数の建物が配置される。当該期の墨書き土器には、郡に関わる「郡」「郡殿新」以外に「石屋木」という墨書きも発見され、石屋城の存在を示す可能性もある。このことは、古志郡外から来た「郡司符」「沼垂城」木簡の存在とともに、成立期の官衙の性格を考える上で1つの問題を提起している。

8世紀後半の段階は遺構・遺物の面で確実なものが無く、次の段階との間に若干の空白期間がある。この現象をどのように理解するか、今後の検討課題である。

平安時代になると、B地区など丘陵頂部の遺構が不鮮明となり、代わってI地区的低地部が埋め立てられ、新たな官衙ブロックを構成するようになる。8世紀末から9世紀前半の段階は多量の文字資料を伴い、中でも「大領」に関わるもののが卓越している。しかし一方で、それ以外の官司名を記したもののが稀少であることや、封緘木簡の宛先が「大領殿門」であることから、

大領個人に関わる館が存在した可能性もある。I 地区の墨書き土器には、このほか「南」「南殿」「南家」が目立ち、同地区の官衙内での位置関係を示しているものと推定される。この場合、北方に中心的な施設が存在した可能性が強く、C 地区の四面庇付建物が最もふさわしい。同建物は、当初奈良時代前半のものと考えられていたが、柱穴出土の土器等再検討する必要がある。

9 世紀中葉以降になると、墨書き土器の上で官衙的色彩をしめすものが激減する。僅かに「北家」「北殿」と書かれたものがあり、前段階に見られた「南」の表記は無くなる。このことは、北方にあった中心的な建物（四面庇付建物？）の消長や、官衙内部における建物群のレイアウトの変更等に起因する可能性が強い。これ以降八幡林遺跡は衰退してゆき、律令体制が崩壊するとされる10世紀前半をもって、遺跡は終焉を迎える。

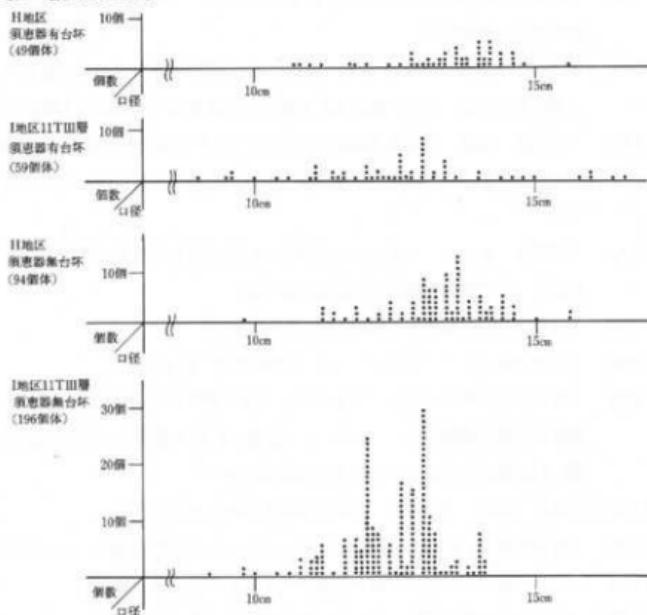
引用参考文献

- 伊藤隆三 1992 「小矢部市内で発見された古代道」『古代交通研究』創刊号
- 春日真実 1992 「越後・佐渡における須恵器生産終末期の様相」『北陸古代土器研究』第 2 集
北陸古代土器研究会
- 北野博司 1988 「〈消費〉用途からみた食膳具の組成とその変化」『シンポジウム北陸の古代
土器研究の現状と課題 報告編』石川考古学研究会・北陸古代土器研究会
- 坂井秀弥 1984 「第IV章 考察 1 今池遺跡群における奈良・平安時代の土器」『新潟県埋蔵
文化財調査報告書第35集 今池遺跡・下新町遺跡・子安遺跡』新潟県教育委
員会
- 坂井秀弥 1989 「第VII章 まとめ 2 奈良・平安時代の土器」『新潟県埋蔵文化財調査報告書
第53集 山三賀II遺跡』新潟県教育委員会
- 佐藤 信 1993 「古代文字資料の現在」『国語と国文学』70-11
- 佐藤 信 1994 「文字資料としての木簡」『古代木簡資料集成』桜楓社
- 田島明人 1988 「古代土器編年軸の設定 加賀地域にみる 7 世紀から11世紀中頃にかけて土
器群の推移と課題」『シンポジウム 北陸の古代土器研究の現状と課題報告
編』石川考古学研究会・北陸古代土器研究会
- 奈良国立文化財研究所編 1991 「平城京 長屋王邸宅と木簡」吉川弘文館
- 平川 南 1990 「地方の木簡」『木簡—古代からのメッセージ』川崎市市民ミュージアム
- 山本肇・桑原陽一・田中 靖 1992 『八幡林遺跡 第 1 集』和島村教育委員会
- 高橋保・桑原陽一 1993 『八幡林遺跡 第 2 集』和島村教育委員会

地区・層位別土器組成

		H地区					
		环蓋14.4	有台环16.5	無台环29.3	無台环23.9		
461個体						漆1.1 瓶類1.8 壺2.1 其の他0.8 环蓋2.4 有台环2.1 脱0.7 壺4.0 その他0.8	
須恵器				赤彩土器		土師器	
I地区(田舎)							
		环蓋13.0	有台环15.8	無台环50.7		壺類2.2 その他0.3 瓶2.0 壺2.7 その他0.3	
621個体						壺4.6 壺8.4	
須恵器				土師器			
II地区(丘陵)							
		有台环4.3	瓶類5.3 壺4.4			鍋1.8 頂台2.6	
116個体		环蓋6.8	無台环30.1			無台环26.7 瓶9.5 壺8.5	
須恵器				土師器			

地区・層位別口径分布



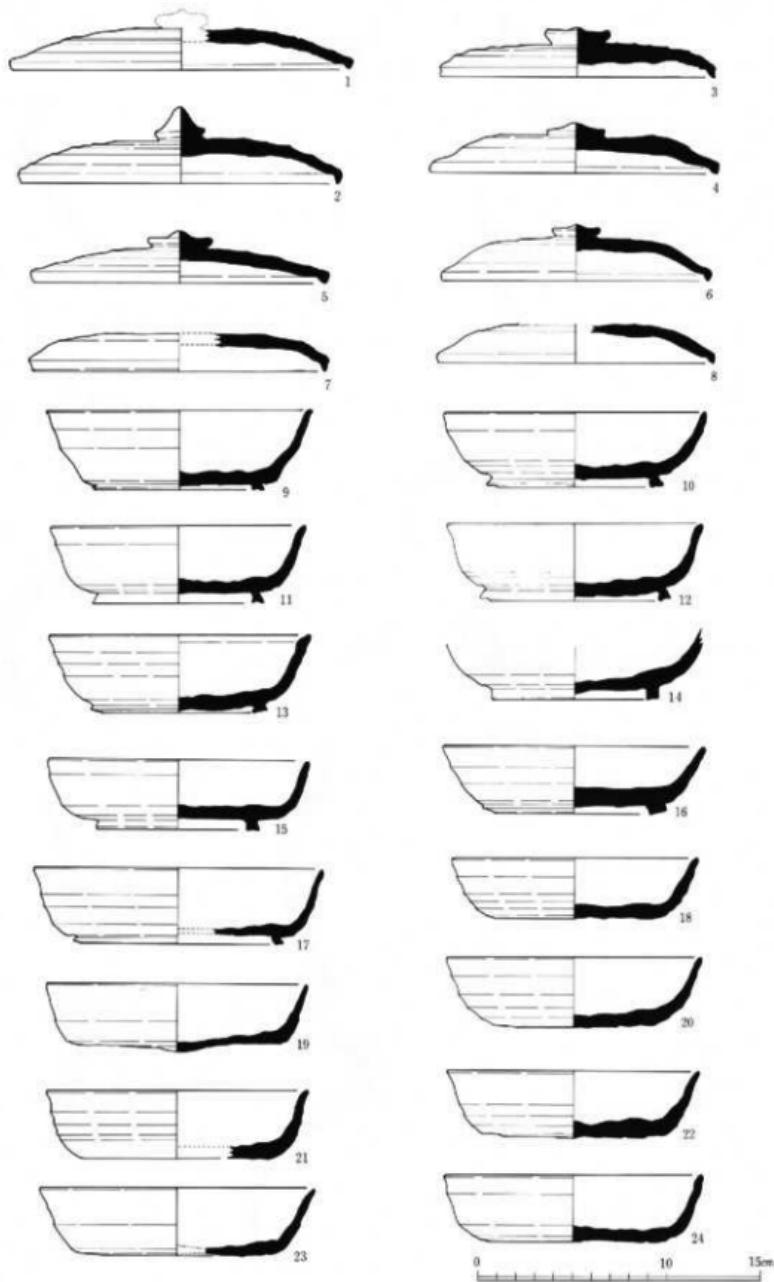
第10図 H・I地区出土土器の組成・口径分布

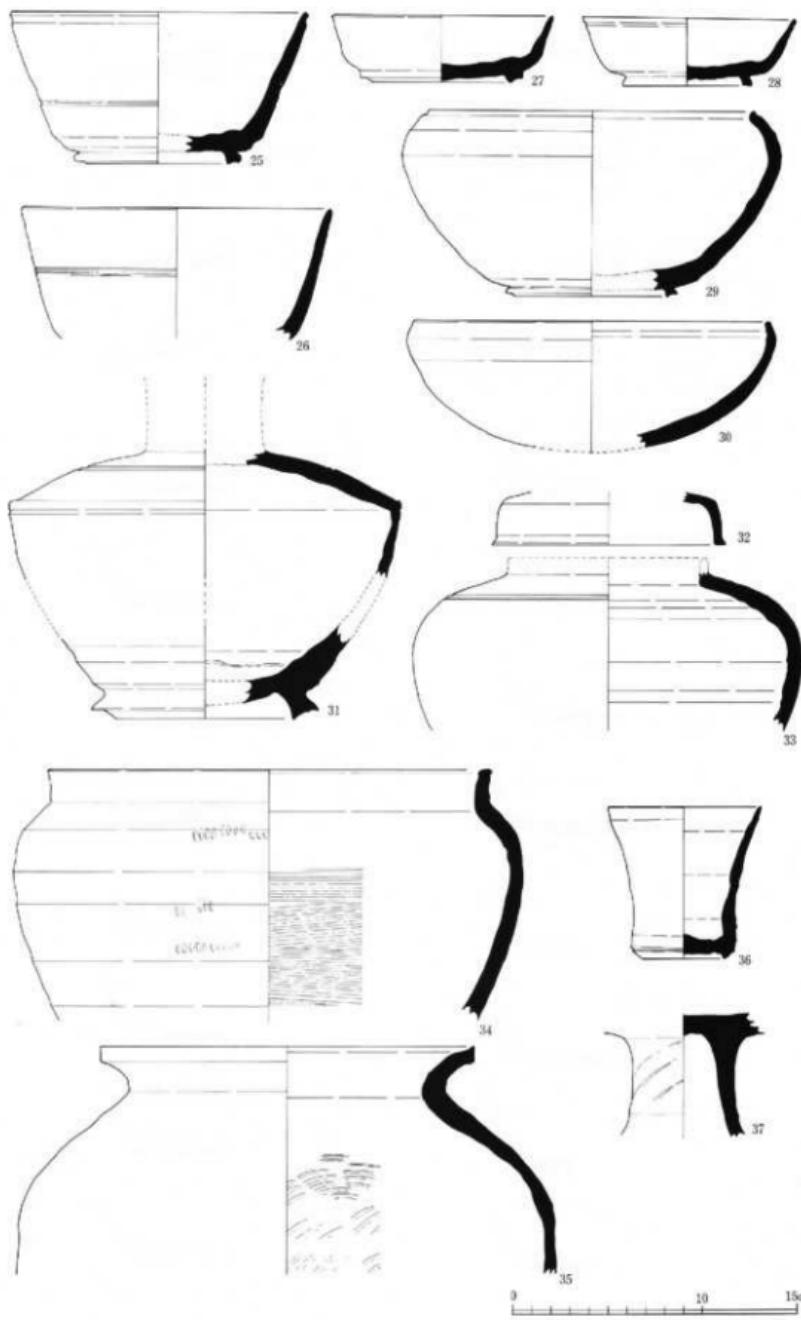
八幡林遺跡平成5年度出土木簡一覧表

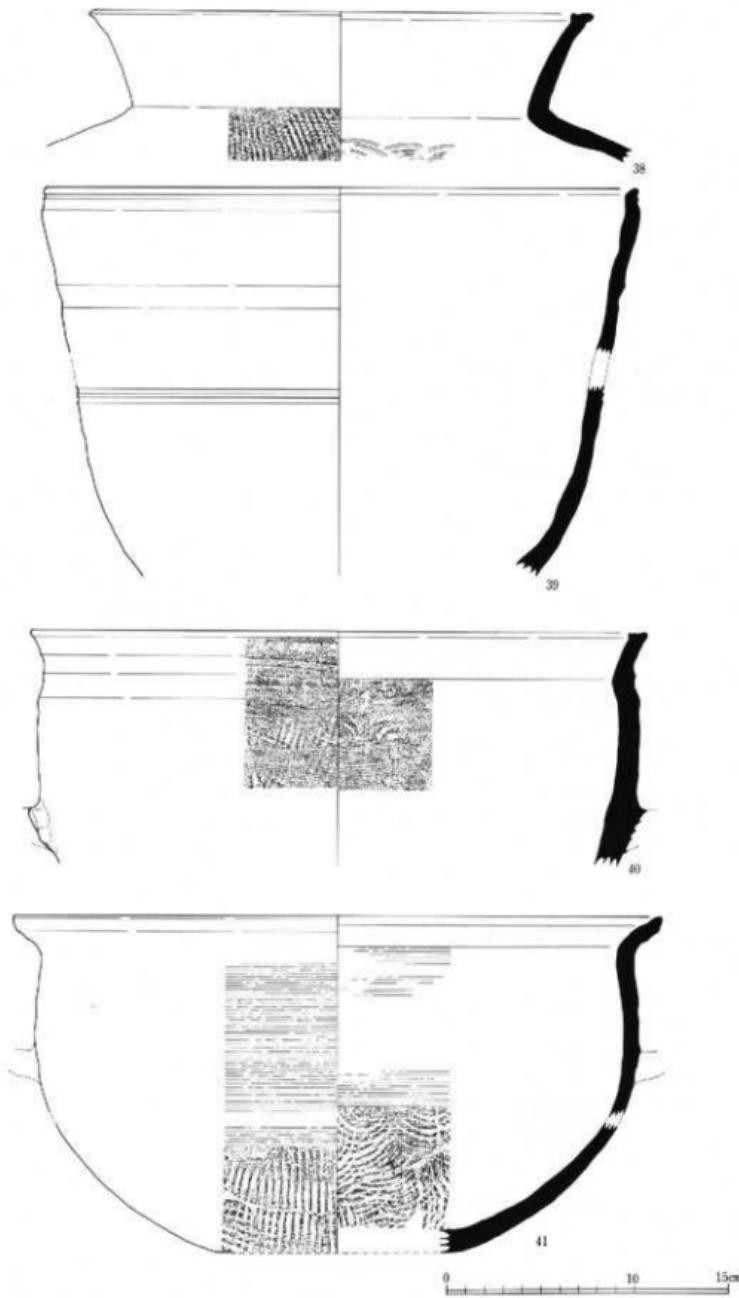
筆ただし未整理の資料及び、墨痕跡のない封緘木簡約50点は除外した。

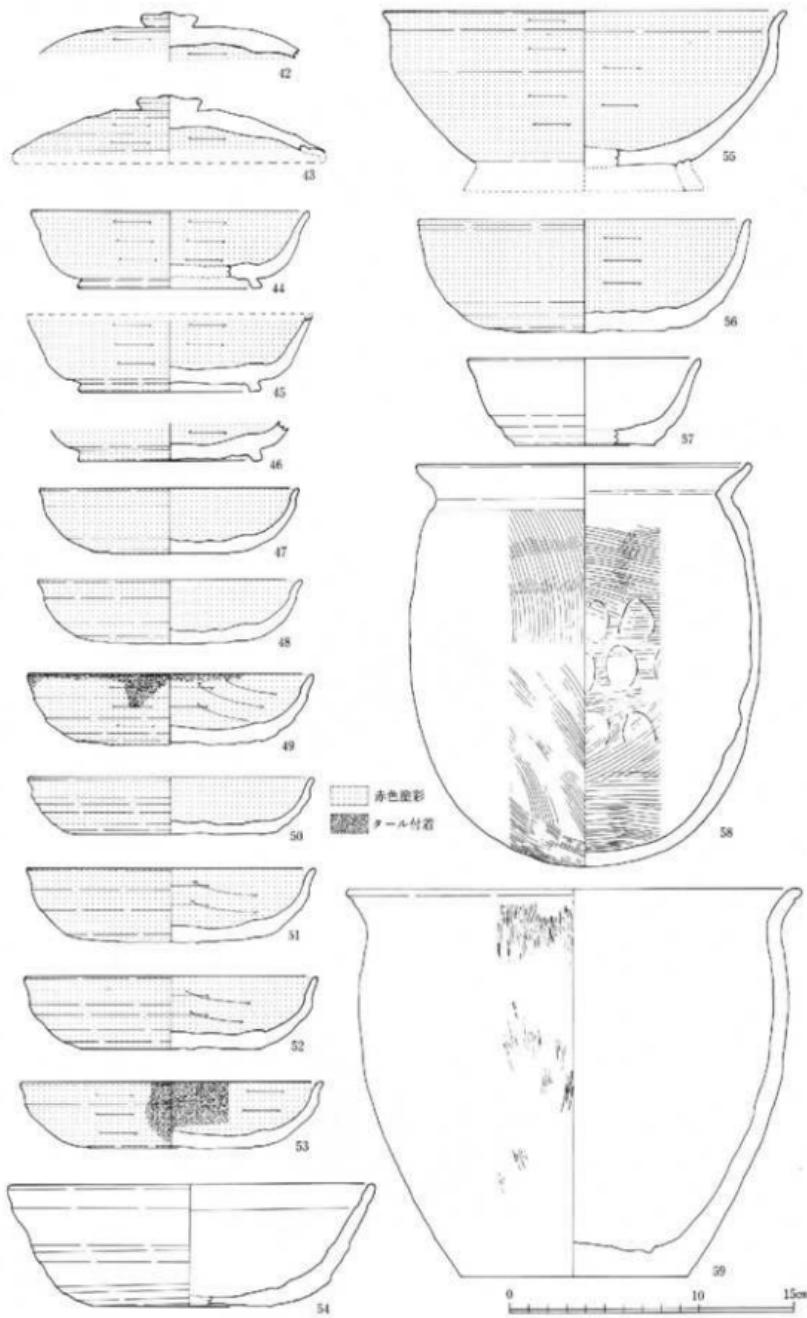
番号 (国内番号)	积文	出土地点	計測地・型式
第23号 (287)	<p>合駄馬廿六匹□□丁并夫十二人 當荷取文 夫□ □駄廿□ □ 廿 □進丁日置義万呂特内子駄四隻米一斗 □四 又千進丁能等豈万呂特内子駄四隻米一斗 <small>(注)</small> 万呂進丁物マ□宿特内子駄四隻米一斗 ×測万呂特内子駄×</p> <p style="text-align: center;">└─八千万呂進丁典人× └─八千万呂進丁神上淨万× └─八千万呂進丁田口× 刑マ□□進丁□□×</p>	I地区11T	(300)×(70)×4 081型式
第24号 (284)	<p>「 郡進止於萬二枚 ・四月五日 千穴口申 (以下も墨痕アリ) 赤□口环廿口□ 「□□ 長官尊□□備□□灾二 ・ □□進□□□□□□□□ □□進□□□□□□□□</p>	I地区11T	(400)×56×7 019型式 (注)要と読める可能性 あり
第25号 (285)	<p>「 頭付者拾雄隻 河口體一吉 千穴十六 □物□駄式拾雄隻 頭無雄隻 鳥體二吉 種思佐良八口 灾體四吉 佐伊體一吉 米一斗八斗 □□</p>	I地区11T	360×48×4 011型式
第26号 (279)	<p>「 □ 口 □岐鄭戸主物マ五百足戸口物マ口 ・ □□□□□□□□□□□□</p>	I地区11T	(181)×29×8 081型式
第27号	<p>×□尖一百申 □ □□百枚 □□×</p> <p style="text-align: center;">□□□ □□□</p>	I地区11T	(294)×54×6 081型式
第28号 (281)	× 内子五隻	I地区11T	(145)×29×3 033型式
第29号	「 □ □□」	I地区11T	175×25×3 033型式
第30号 (282)	「 □ □□」	I地区11T	115×22×2 033型式
第31号	「 □ □進上□□□□」	I地区11T	115×22×3 033型式
第32号 (262)	「 上大領殿門 」	I地区11T	385×36×6 封緘木簡
第33号 (267)	「 □□□□□□□□□□」	I地区11T	(330)×37×3 封緘木簡
第34号 (264)	「 上郡殿門 」	I地区11T	(282)×(21)×3 封緘木簡

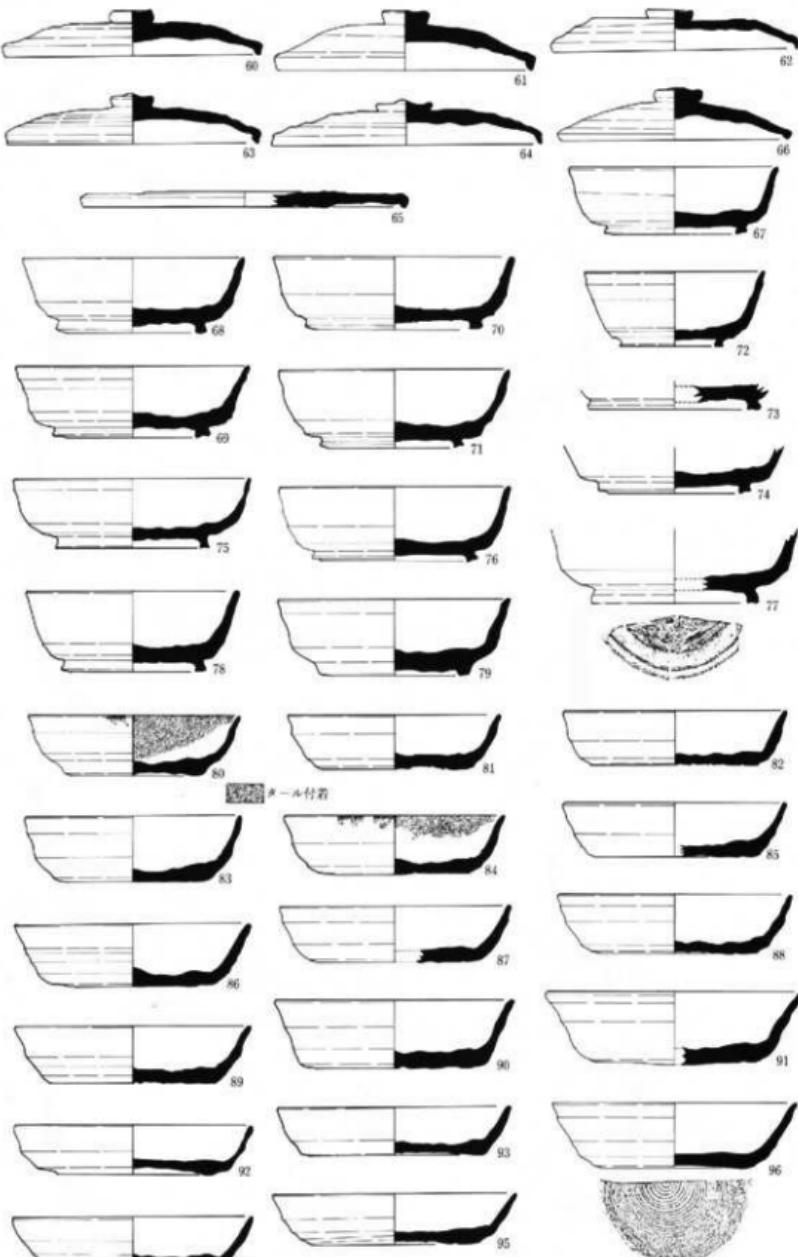
番号 (国内番号)	記文	出土地点	計測地・型式
第35号 (259)	〔縫合〕〔羽都カ〕□ (内面) 「足○足○足○足○足○足○」在在在有□」 足足国 (侧面) 「是是」(裏面) 墓底アリ	I地区11T	外寸 336×55×23 文箱 内寸 308×46×12
第36号 (256)	「可懸千」	H地区S D01	89×20×5 032型式
第37号 (254)	「□□一斗」	H地区S D01	185×14×4 032型式
第38号 (257)	「山都直廣万呂×」	H地区S D02	(120)×29×2 019型式
第39号 (248)	□三□□ □百三百二 □五百四八	H地区S D02	(130)×(71)×3 081型式
第40号 (254)	「力萬□□□×」	H地区S D02	(195)×(22)×3 封緘木筒
第41号 (280)	〔重複＊〕 企企企企□ □志志志志□ 〔重複〕	I地区11T	(455)×36×2 011型式
第42号 (280)	「白鳥×」	I地区11T	(153)×20×3 019型式
第43号	×□□□□□」	I地区11T	(154)×23×3 081型式
第44号	×六六十七十×	I地区11T	(134)×32×6 081型式
第45号	①□□②□□□ 同一個体だが接合しない	I地区11T	081型式
第46号 (263)	七條一斗廿四條□□ 廿五條一斗廿七條一斗廿五條 □二百一斗廿七條一斗廿五條 一斗廿四條一斗廿一條 駄一斗廿五條 一斗廿六條 一斗廿一條	I地区26T	(262)×70×10 081型式
第47号	×□田子□□□□□□□直×	I地区11T	(216)×18×4 081型式
第48号 (249)	「鶴足足足足足足足足足田田□□□□×」	H地区S D01	(295)×33×6 封緘木筒
第49号 (286)	郡府□□	I地区25T	(92)×(19)×3 081型式
第50号 (263)	「□□□□□□郡殿×」	I地区25T	(353)×(14)×7 封緘木筒
第51号 (255)	・×□知□□□□× ・所	H地区S D01	(99)×(14)×2 081型式
第52号 (283)	「(重複＊)」	I地区11T	(98)×18×3 033型式
第53号 (250)	「(墓底)」	H地区5002	(286)×28×5 封緘木筒



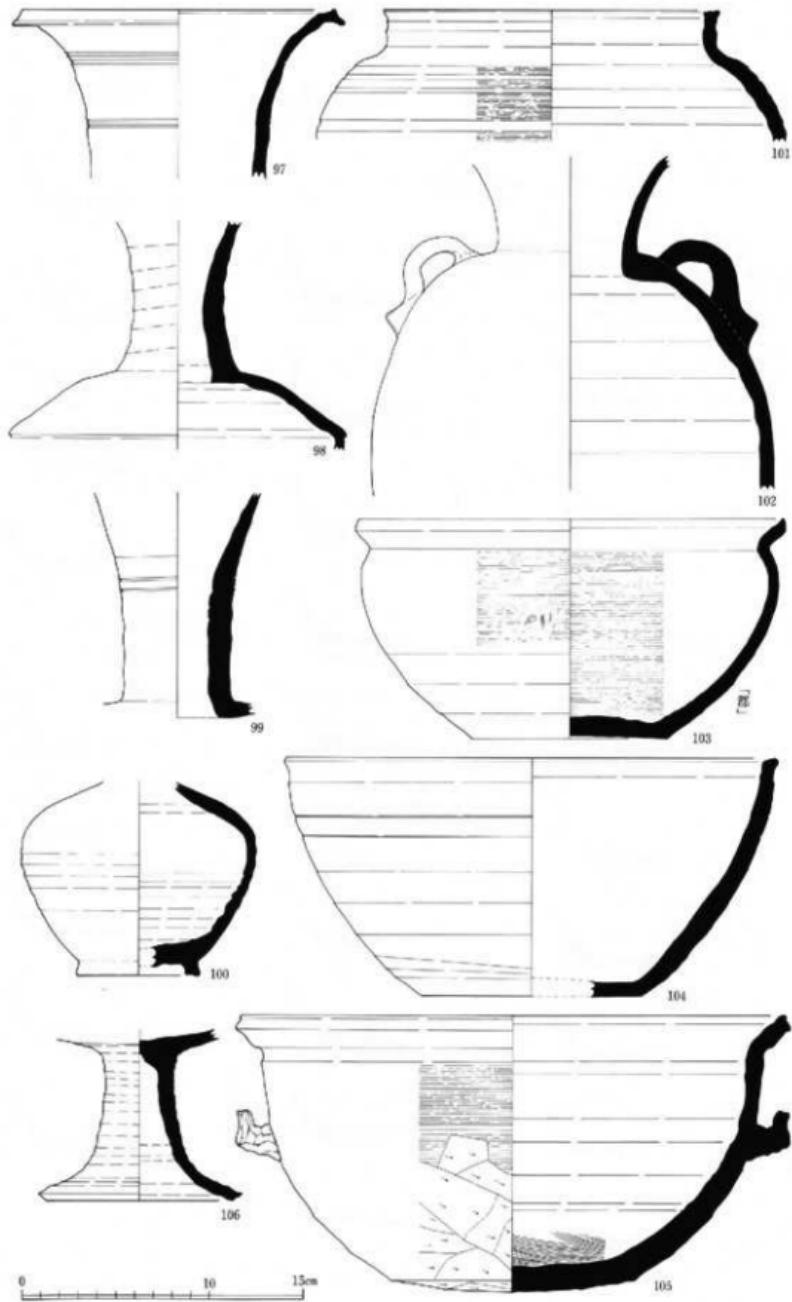


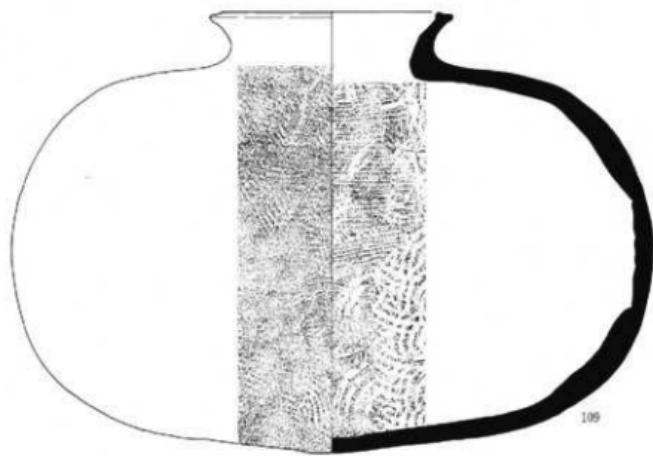
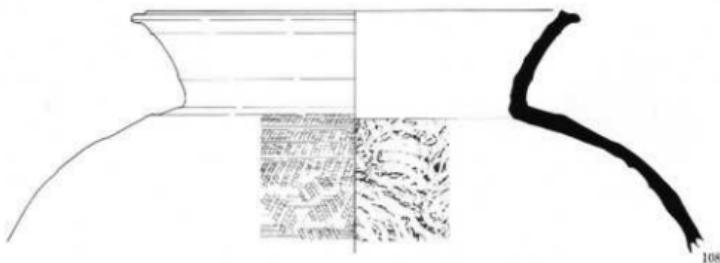
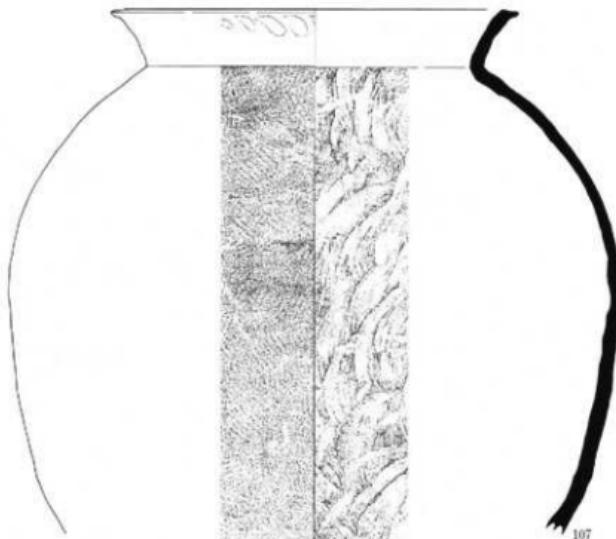




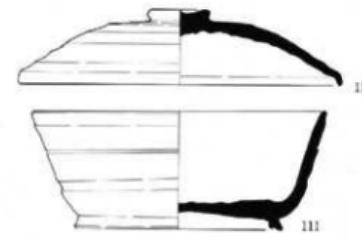


0 10 15cm





0 10 15cm



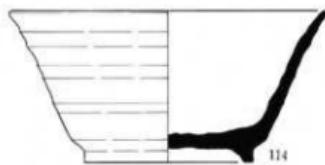
110



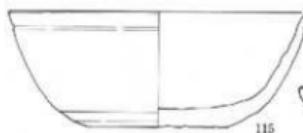
113



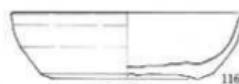
112



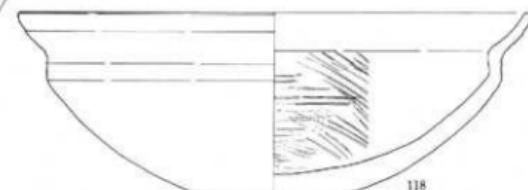
114



115



116



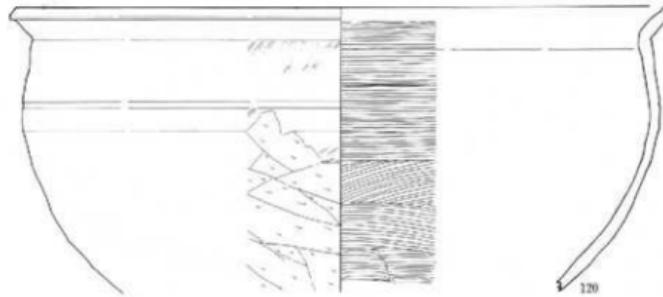
118



117

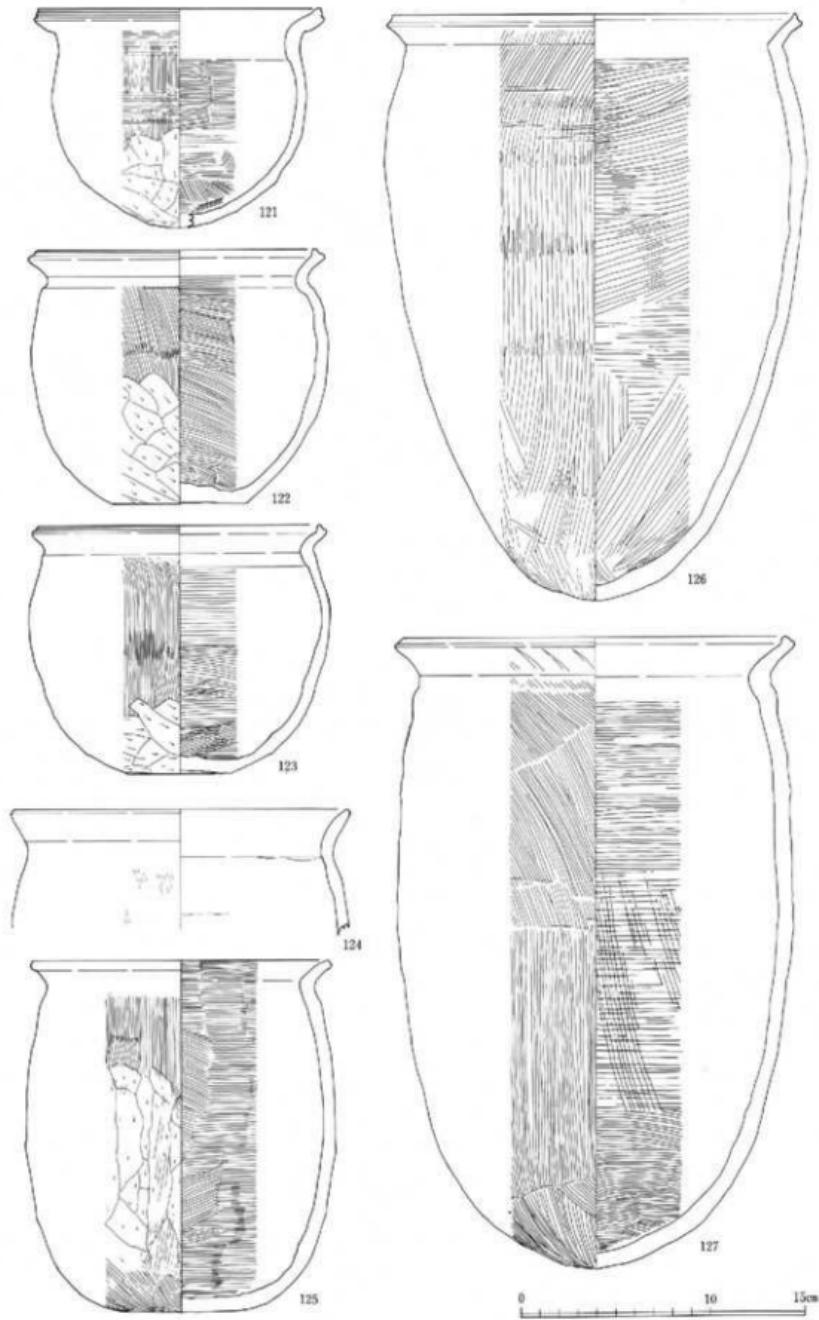


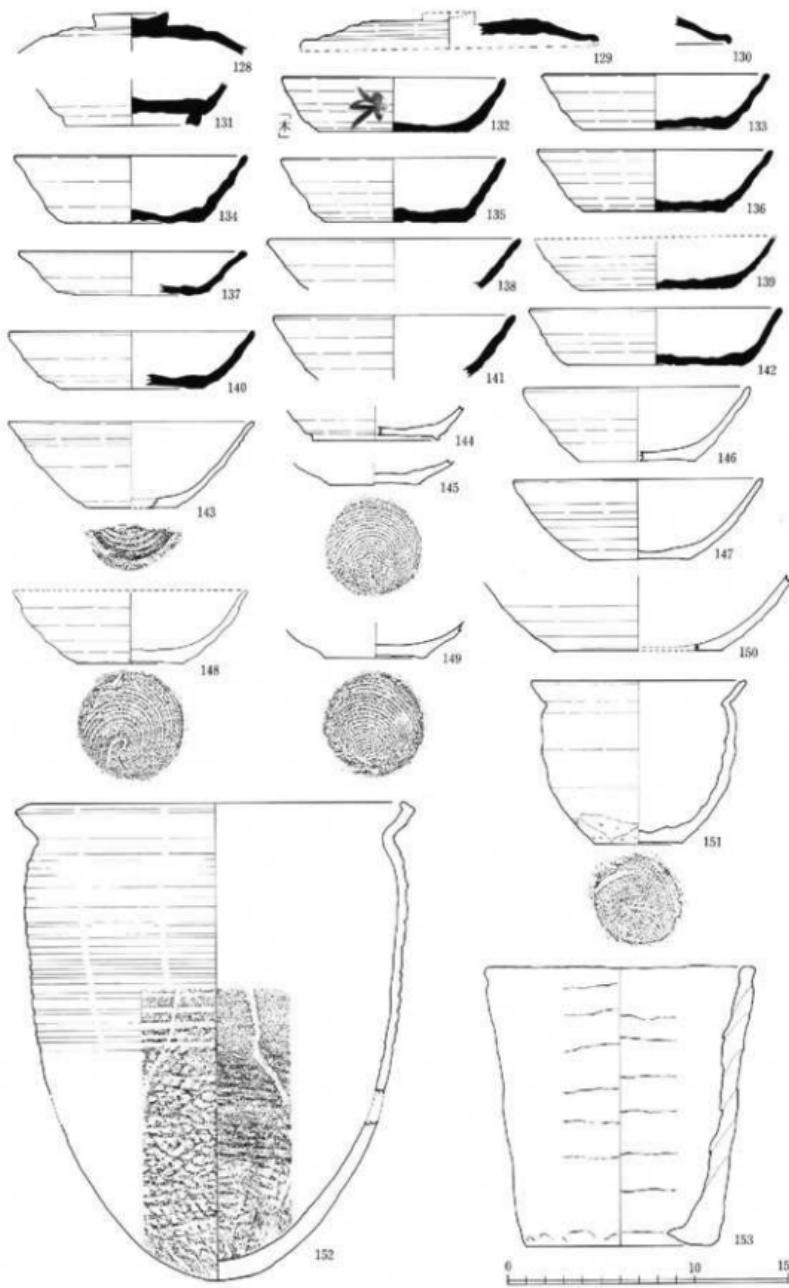
119

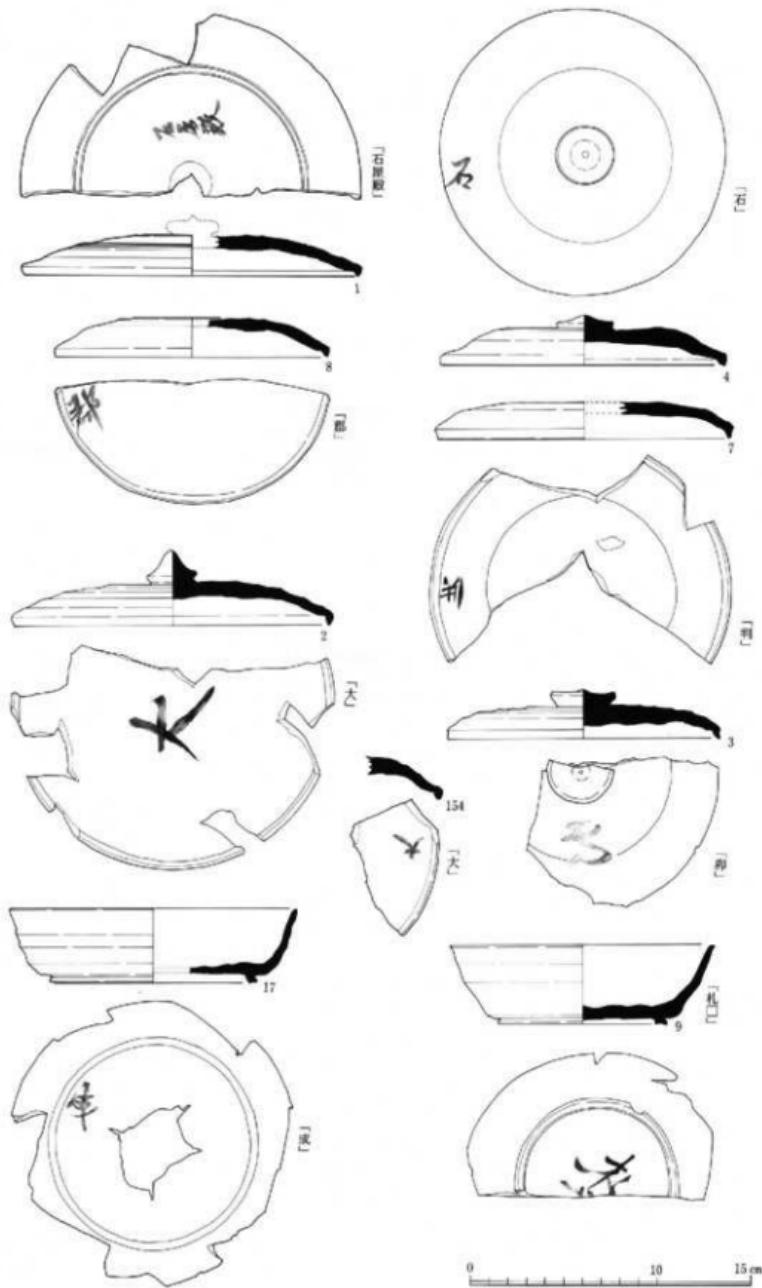


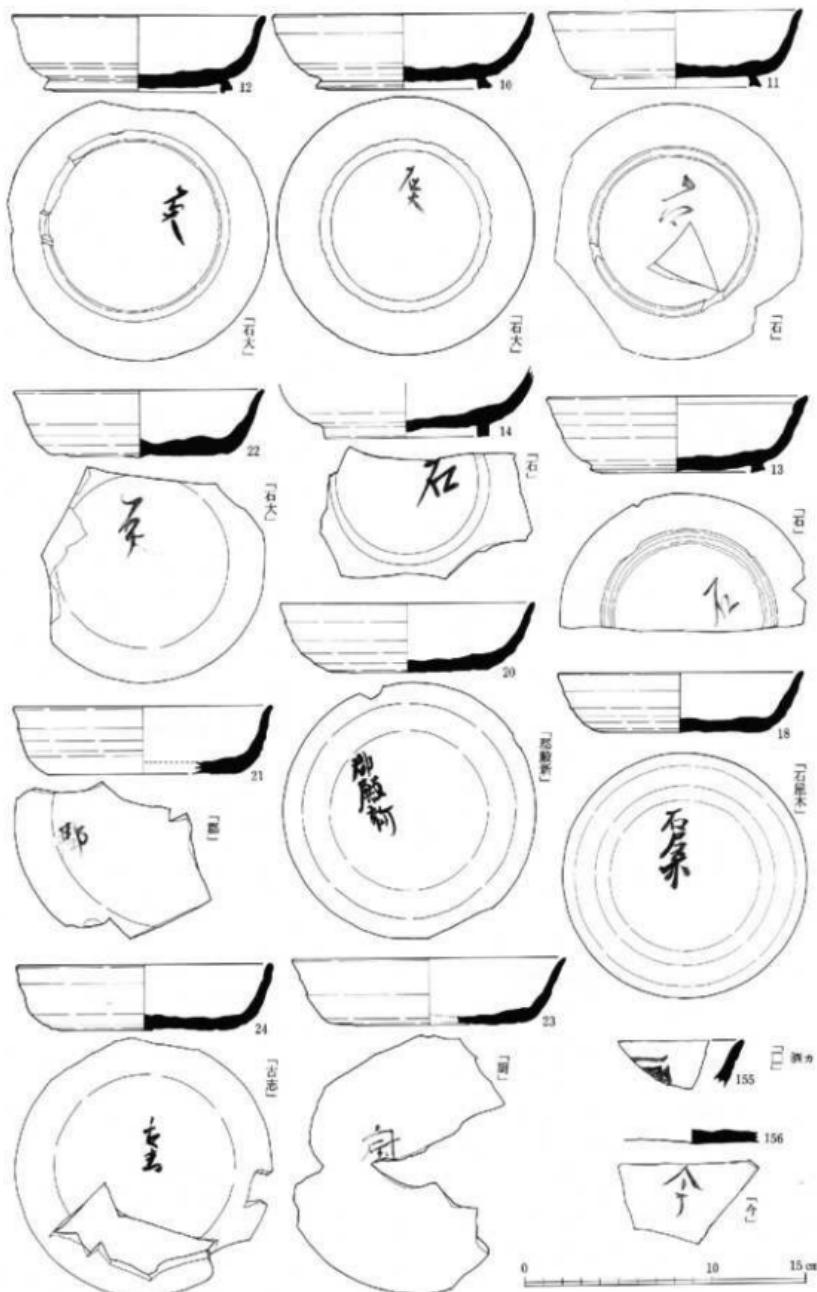
120

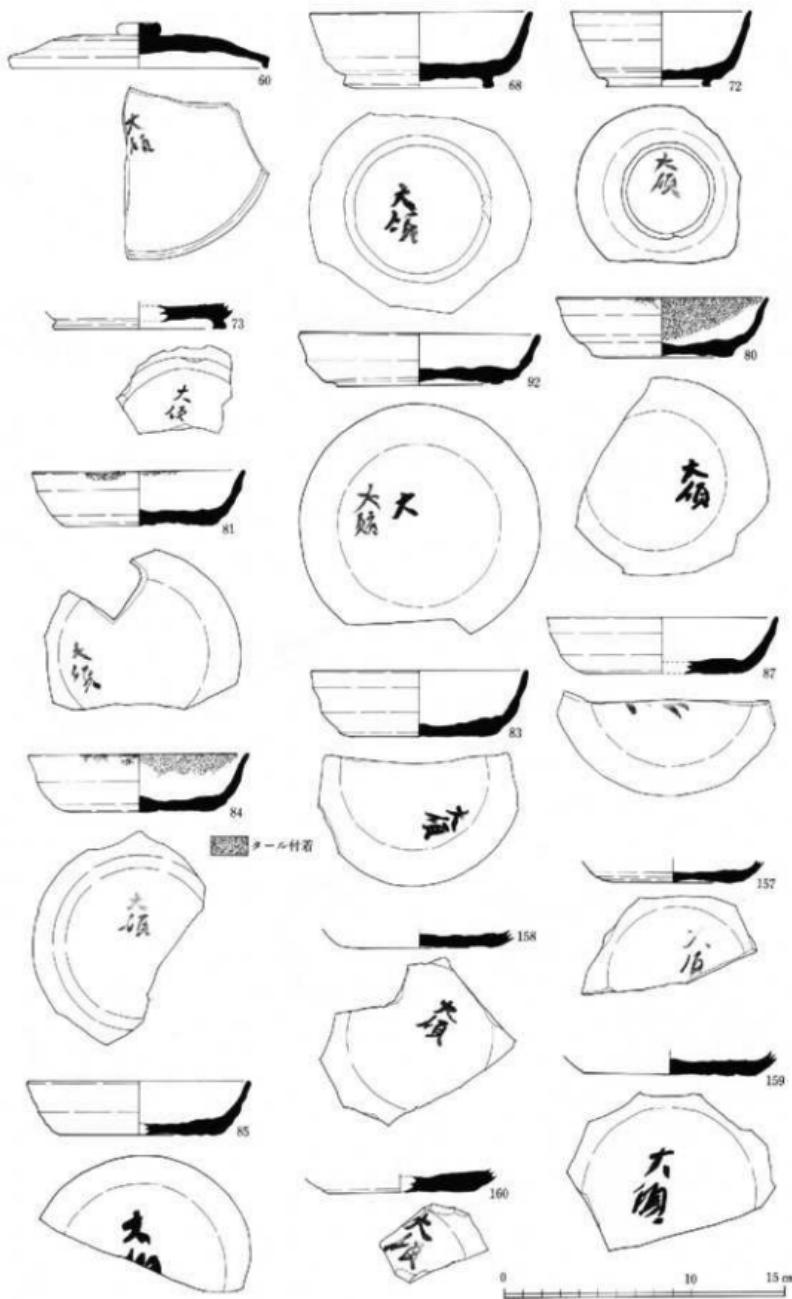
0 10 15cm

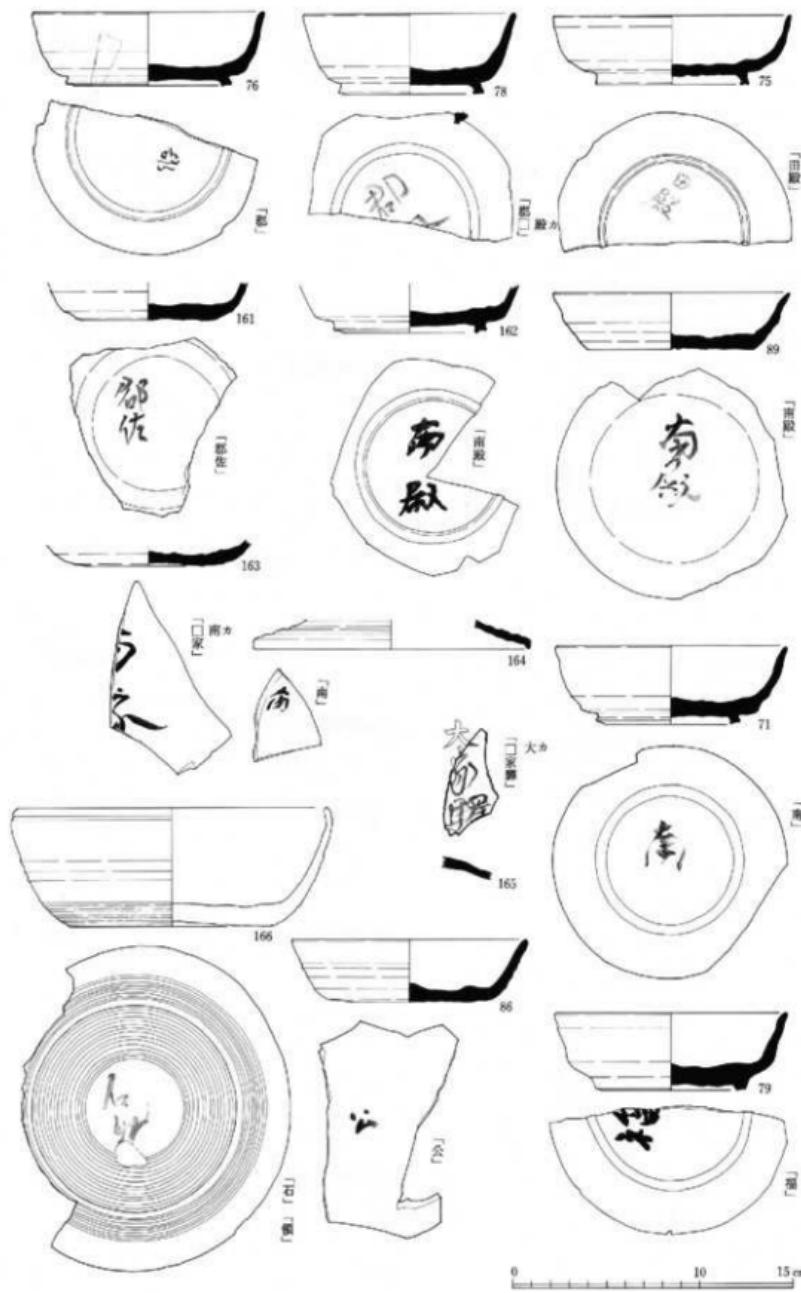


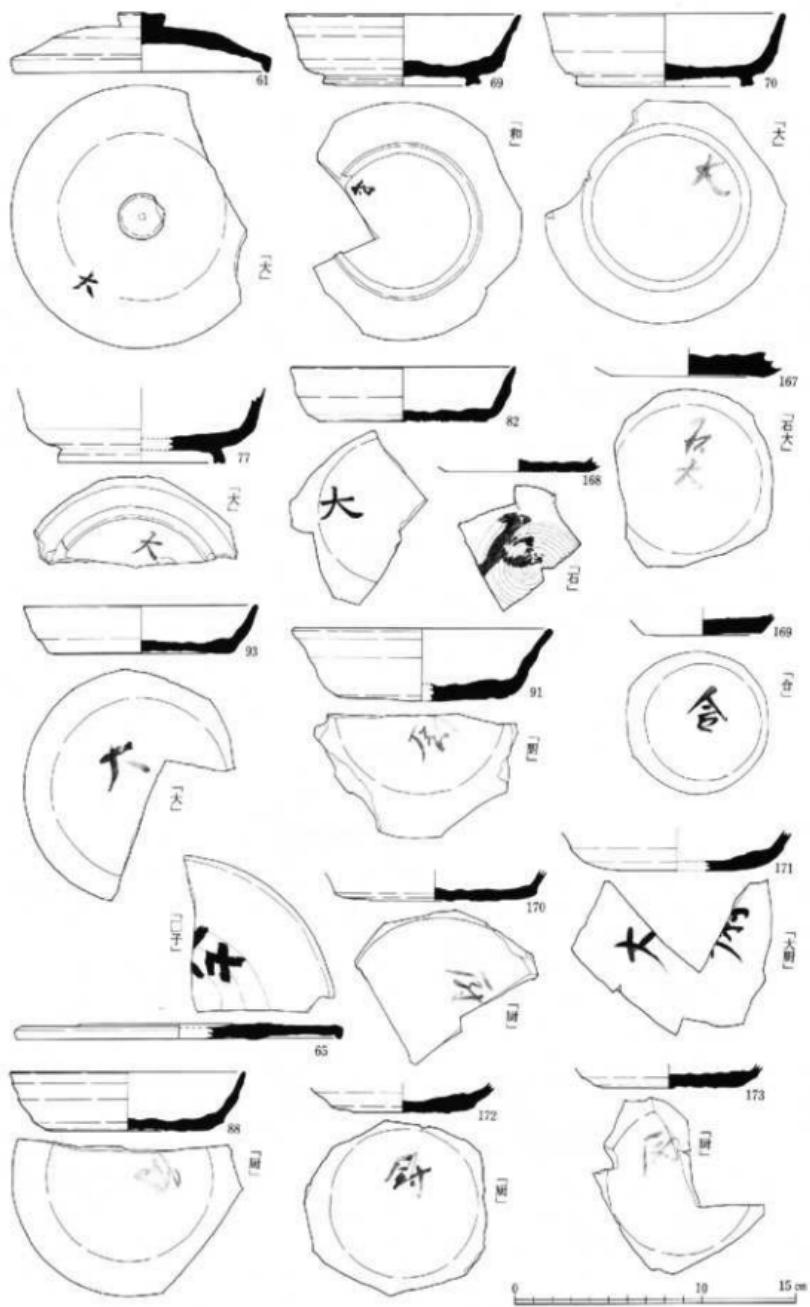


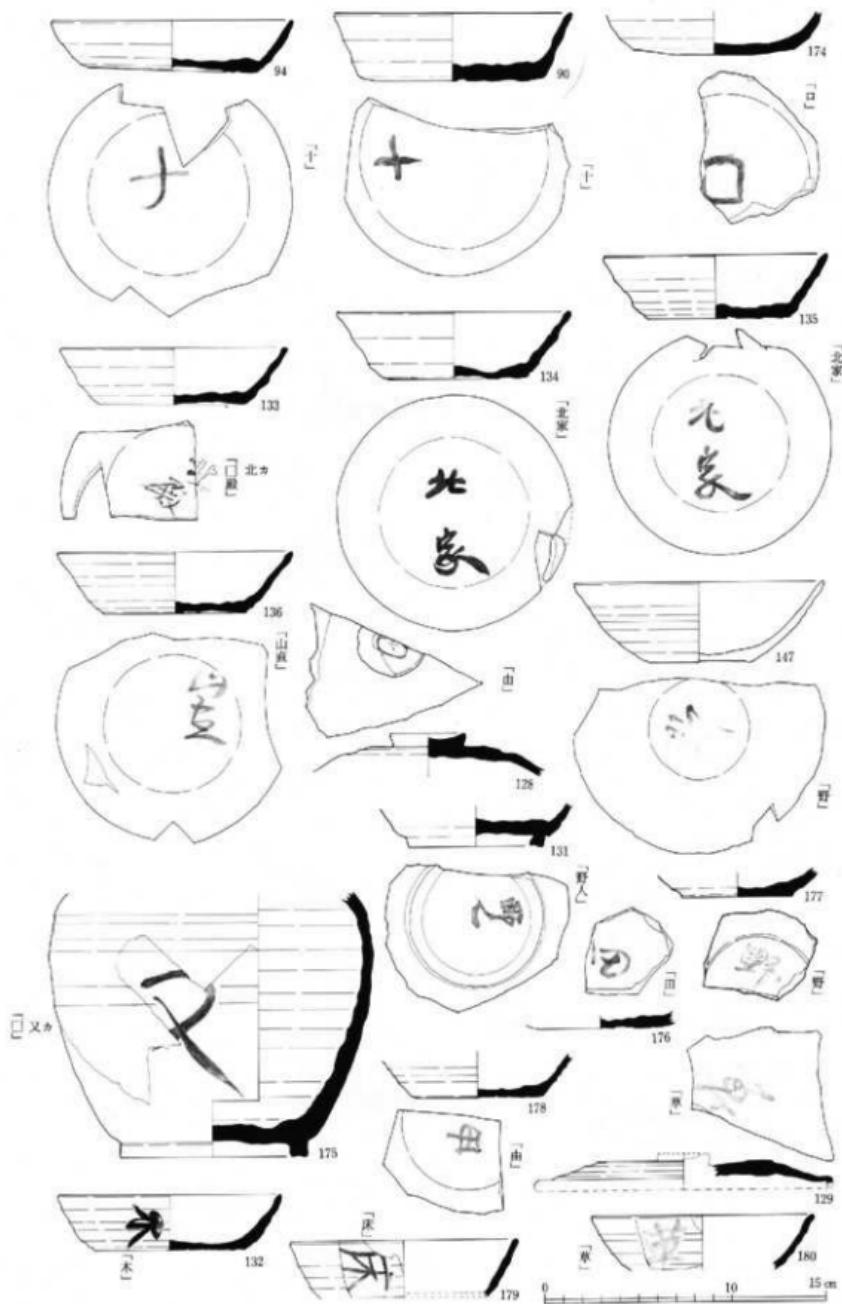


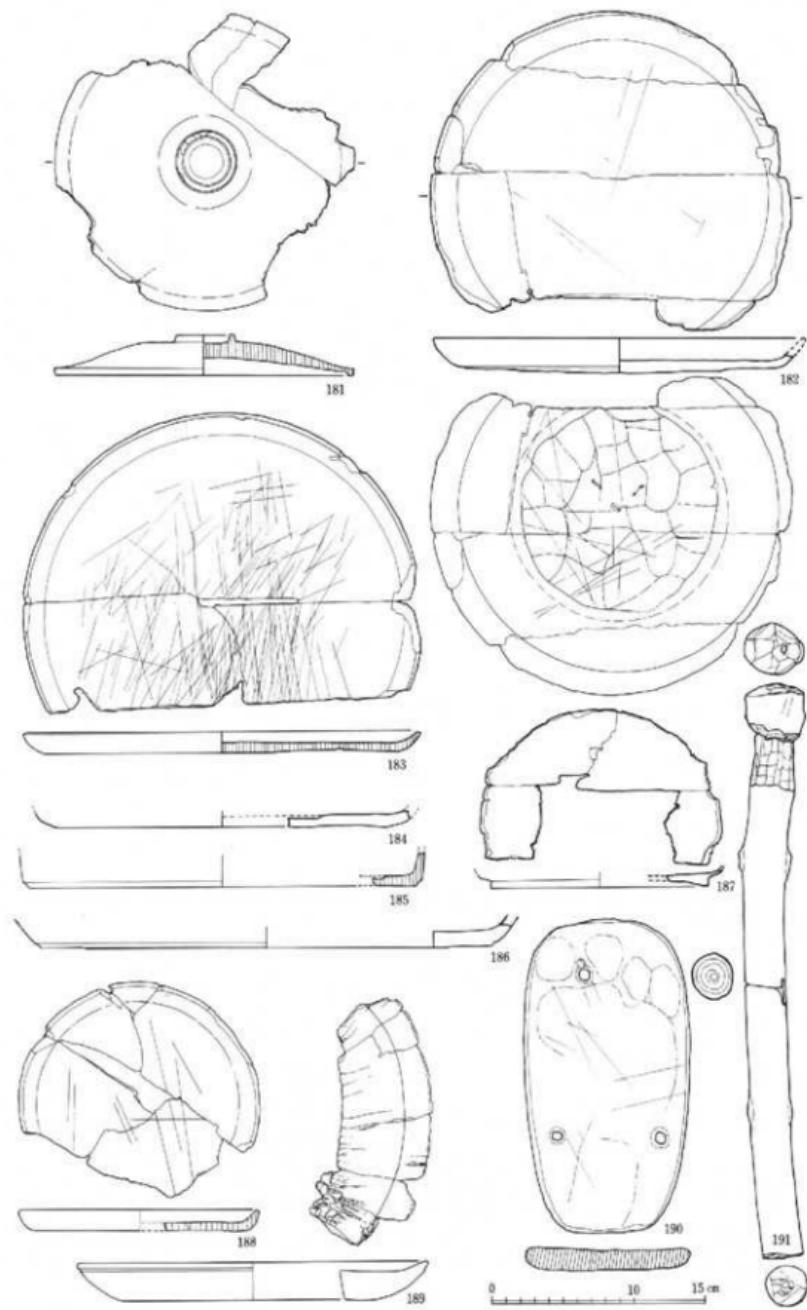


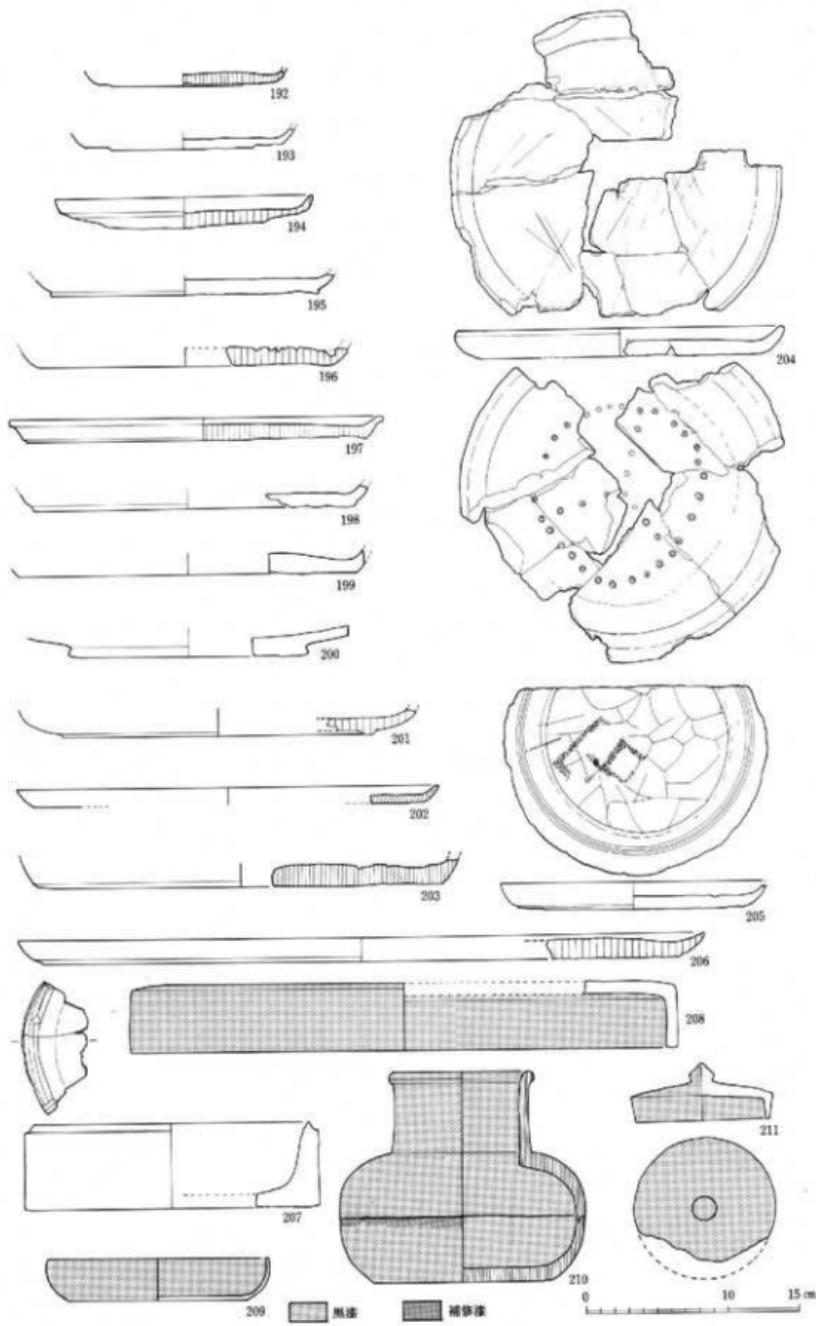


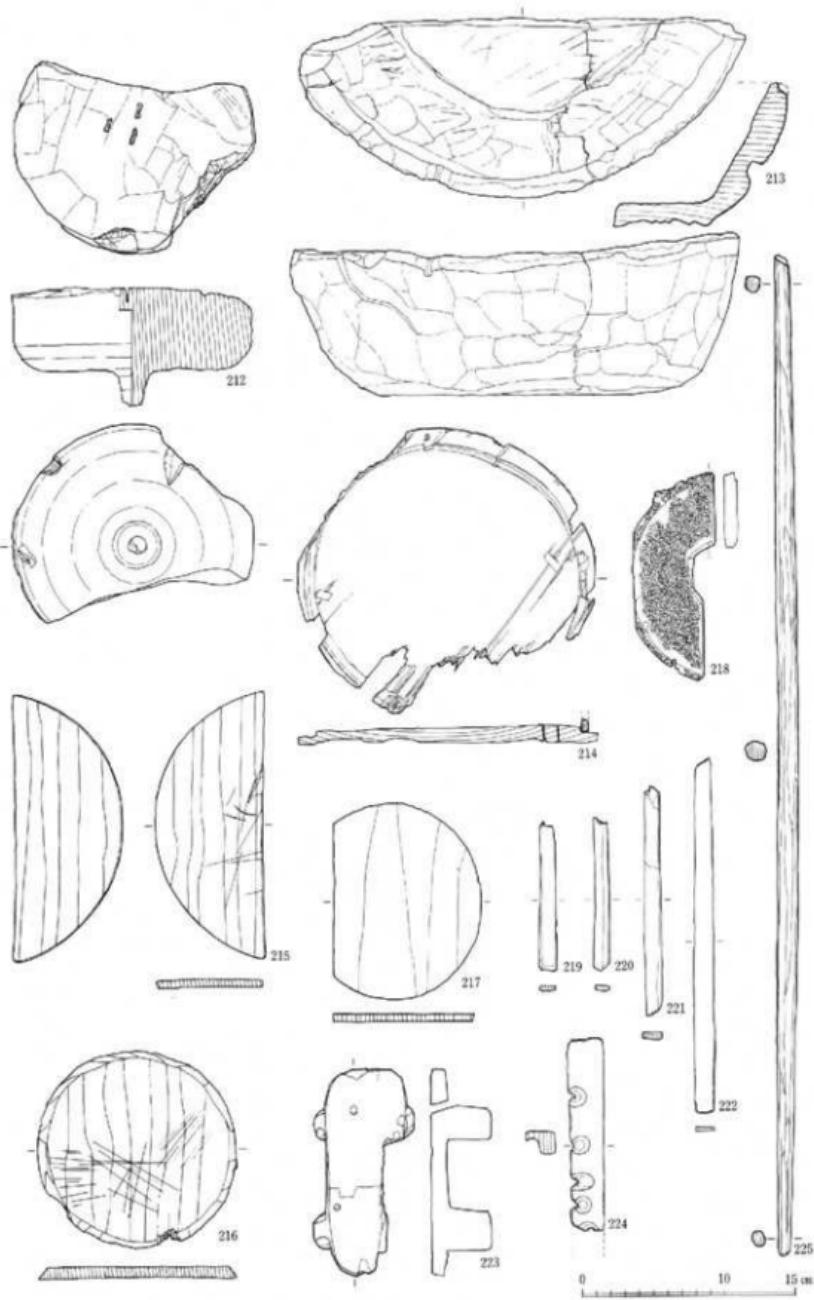


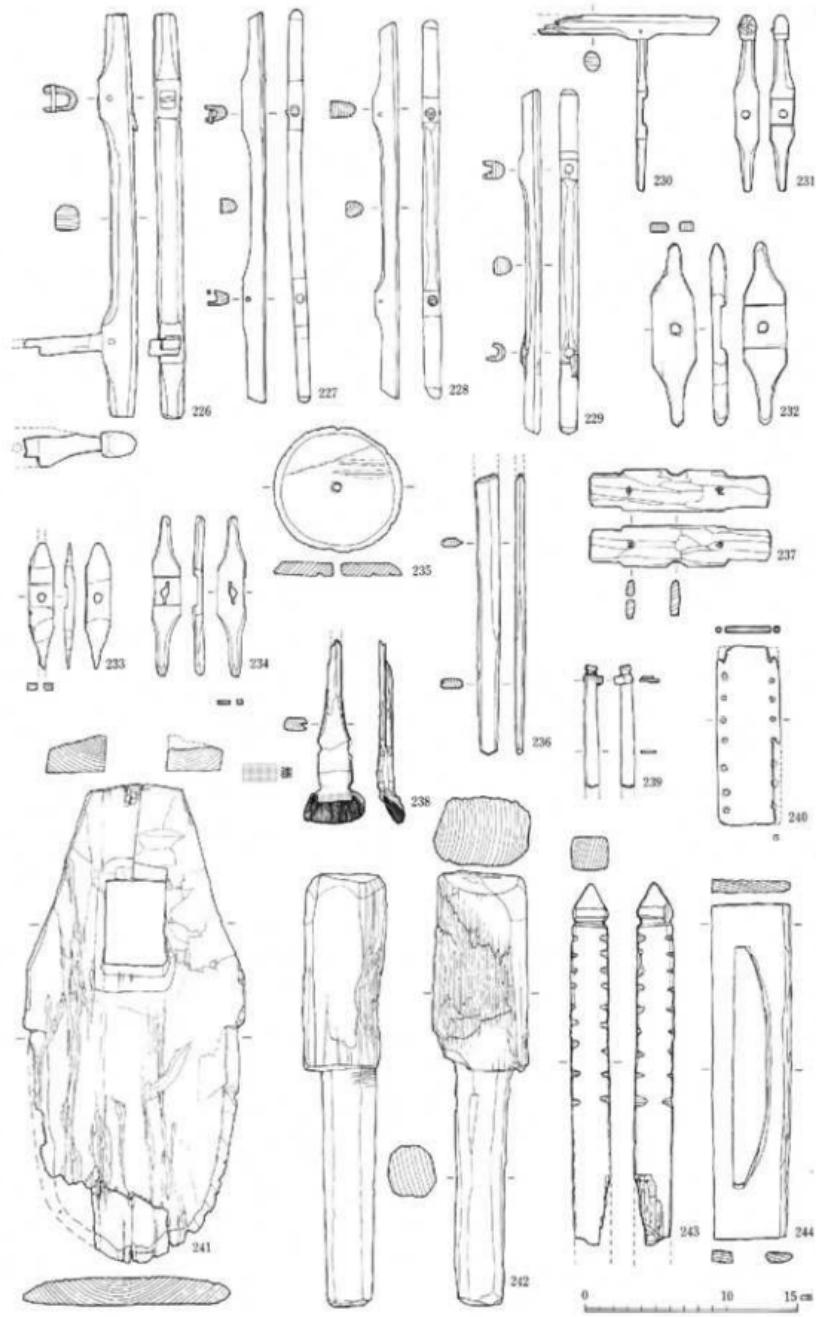


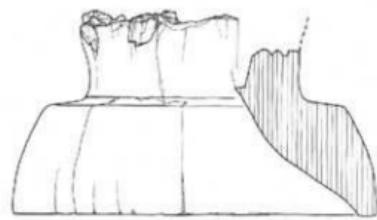
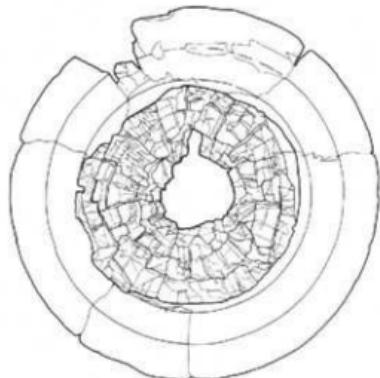




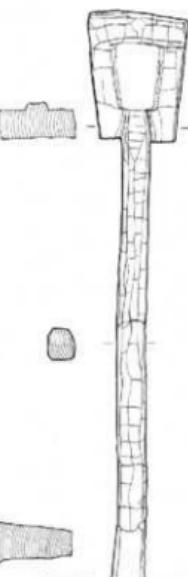






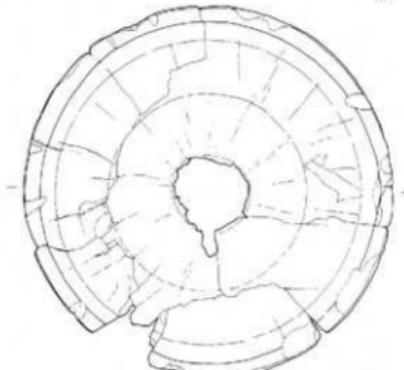


245

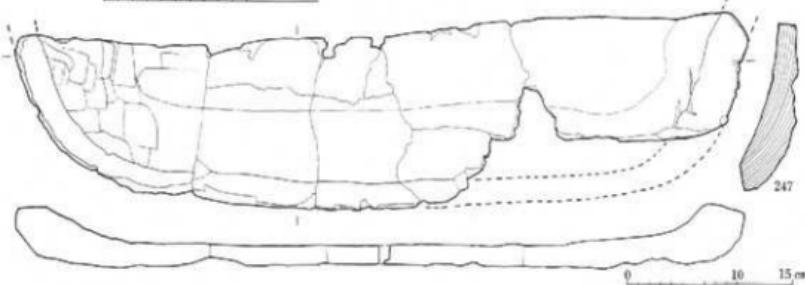


246

0 10 15

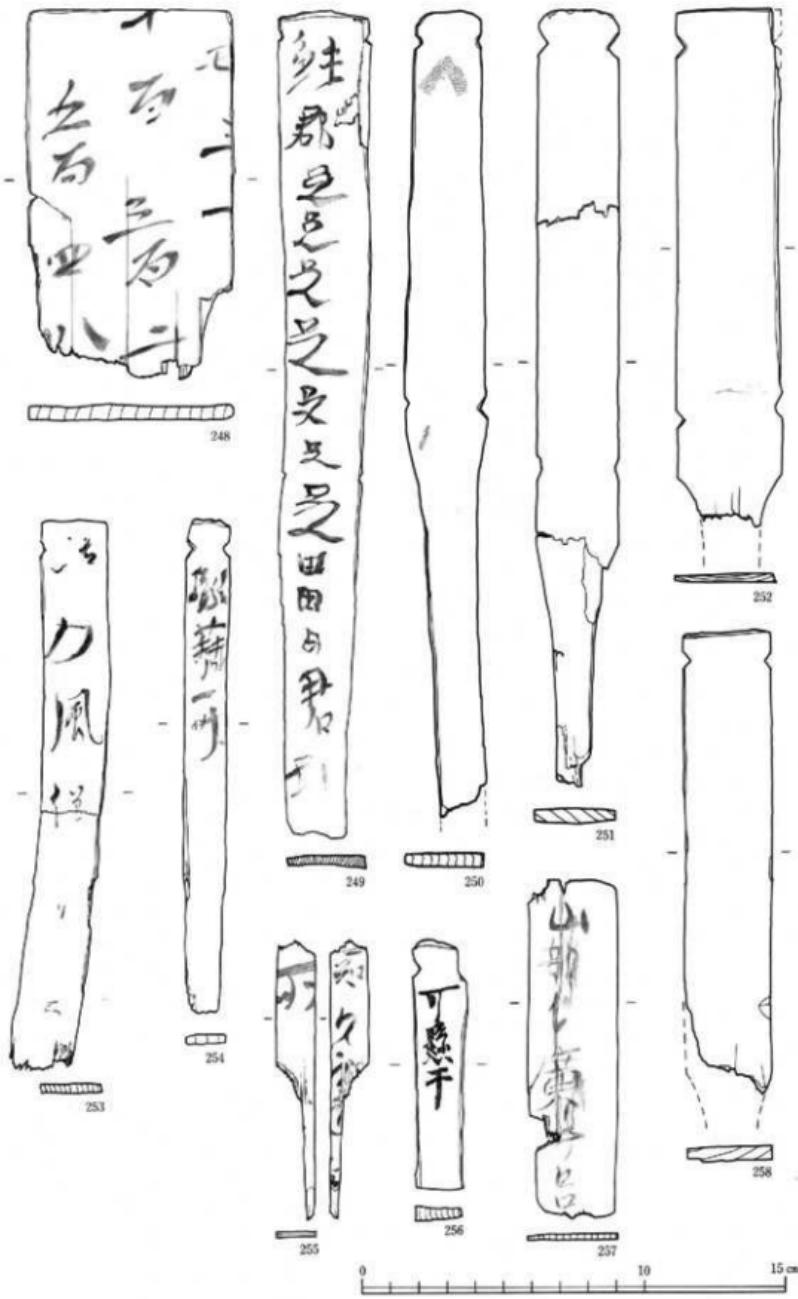


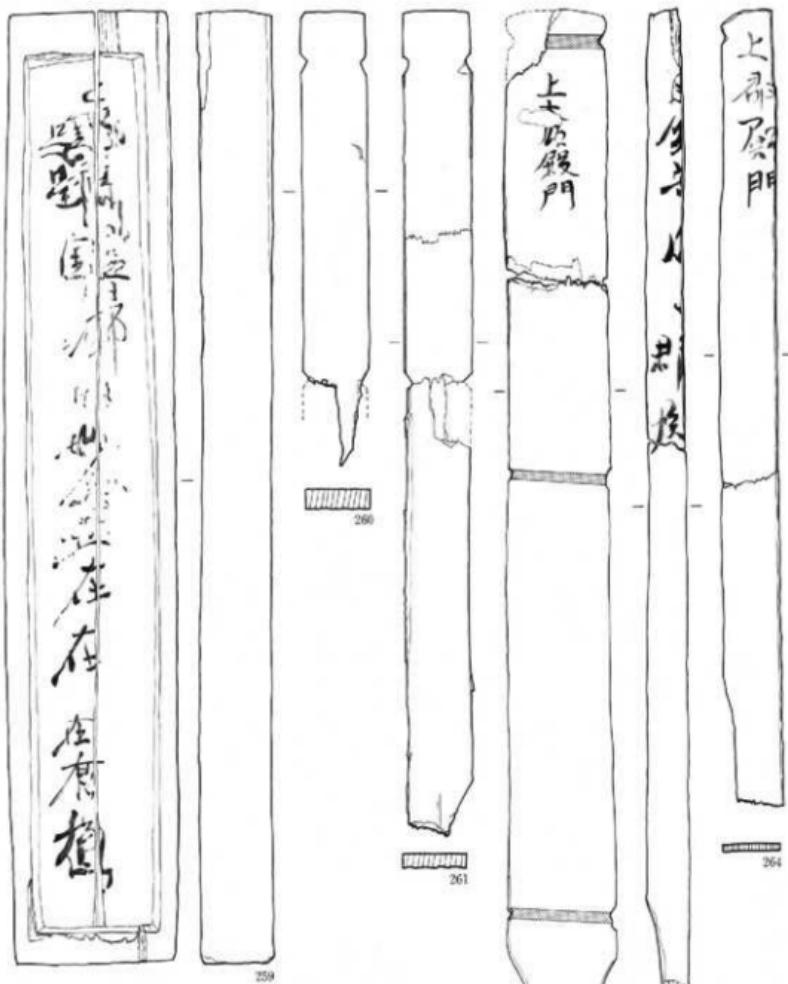
0 10 15

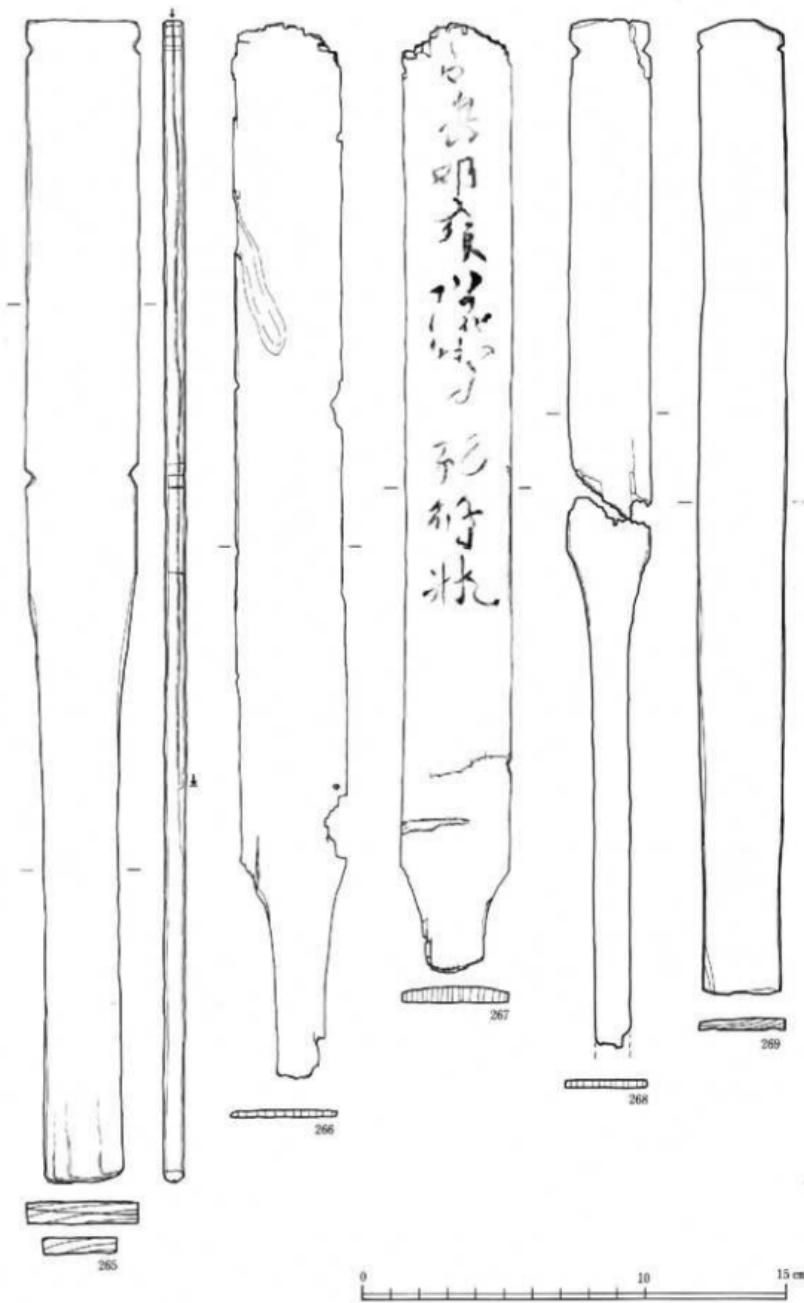


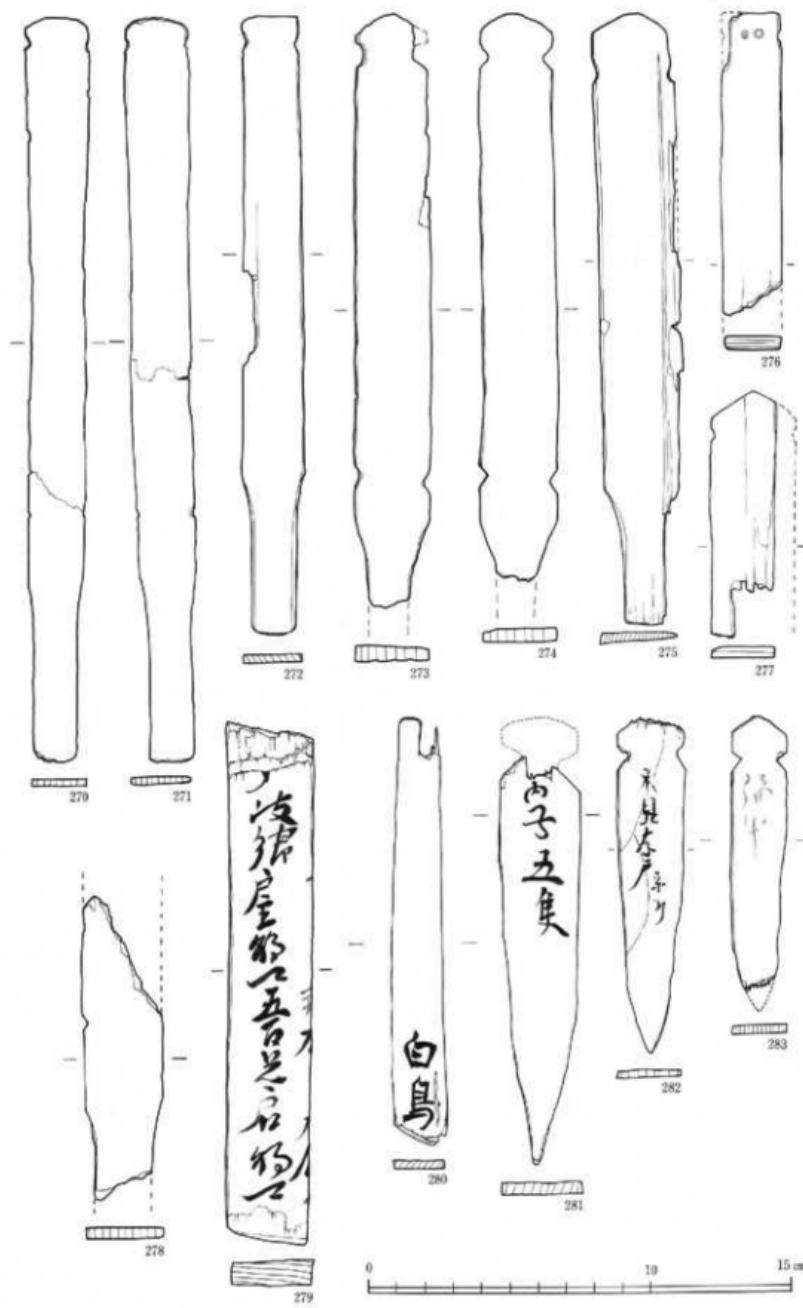
247

0 10 15 cm









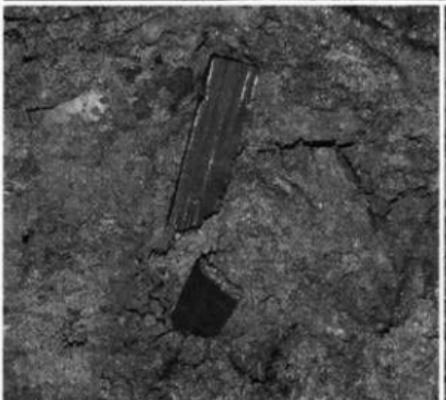




① H地区
道路遺構
南から

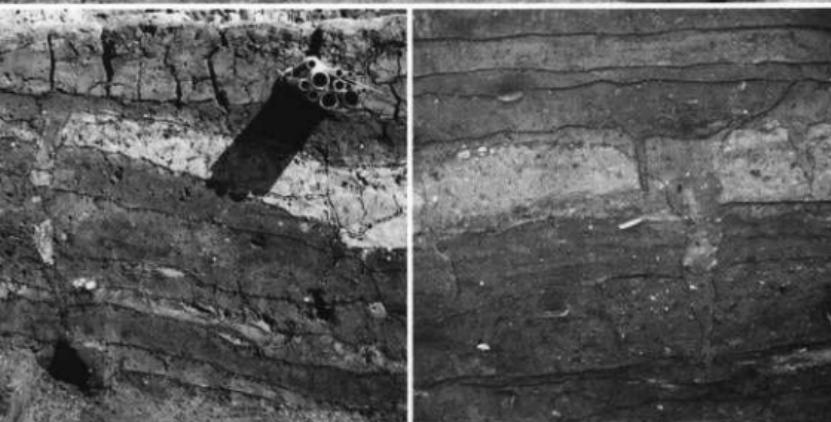


② 道路遺構
土層断面
南から



③ S D01
遺物出土
状況
→
封緘木簡
ひき物蓋







26T SA12



25T 全景

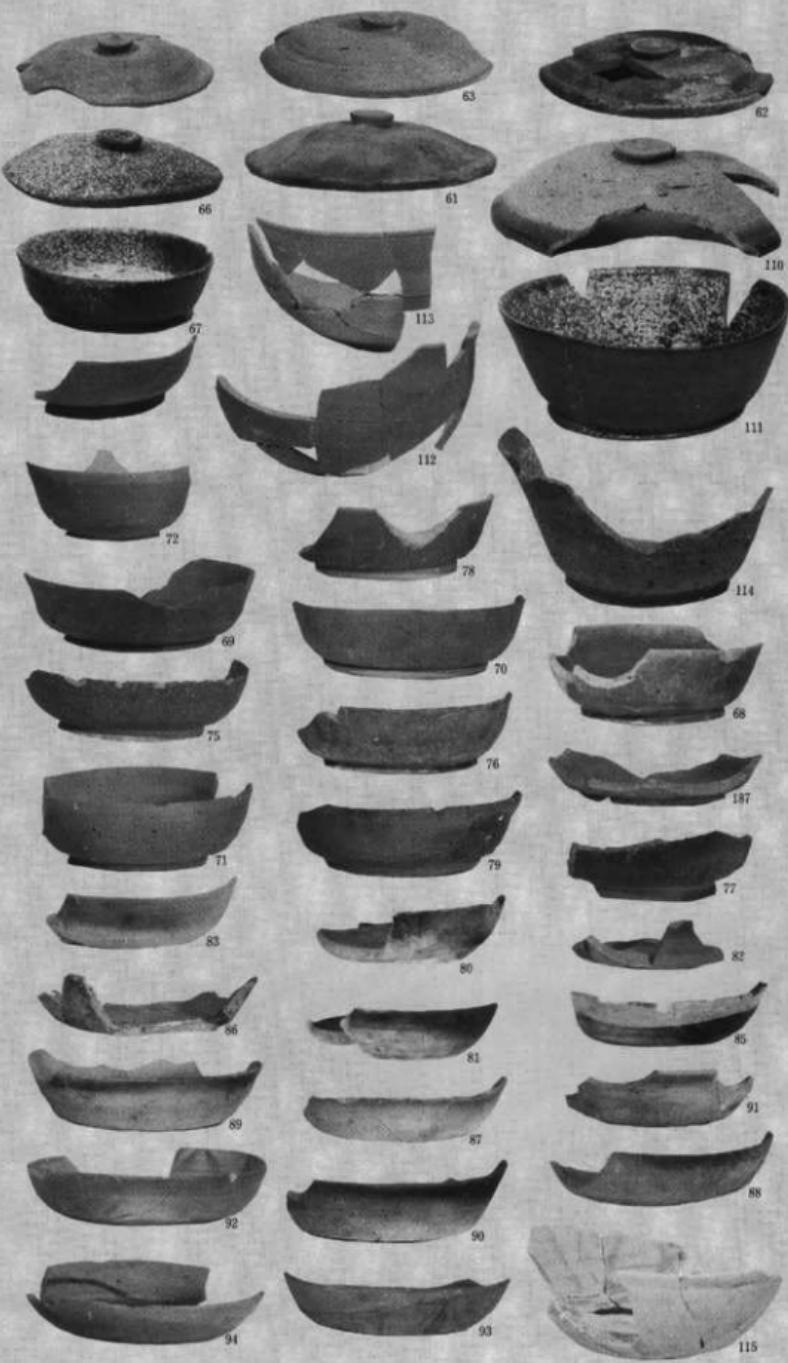


25T 柱根検出
状況





第3图





第4图-1



99

102

97



101



98

106



103

166



164

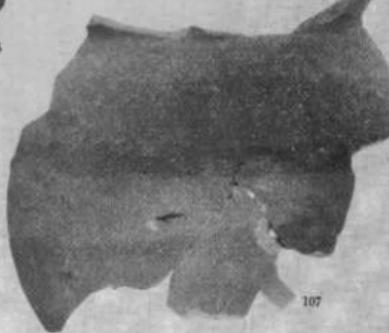


105



106

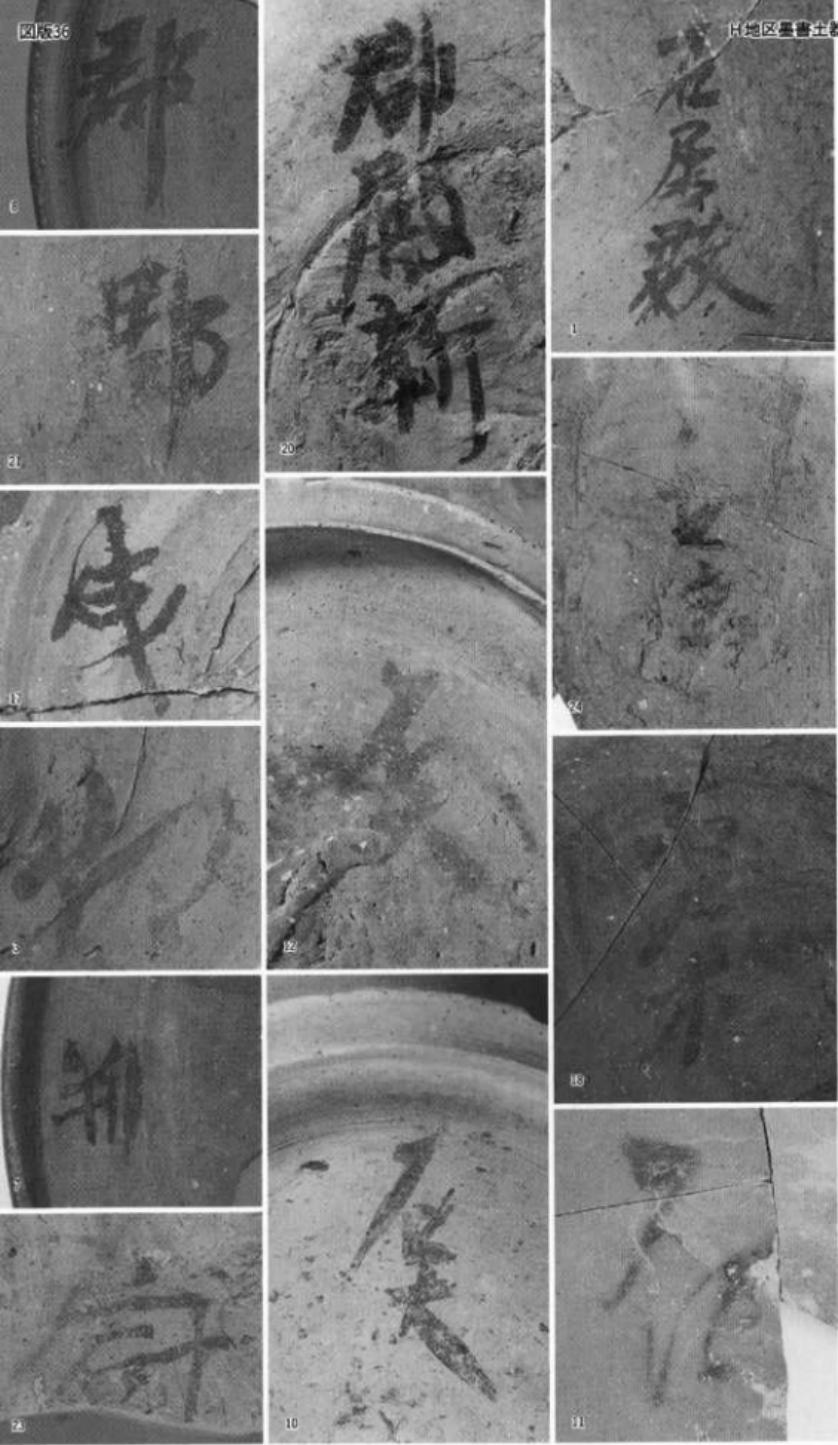
107

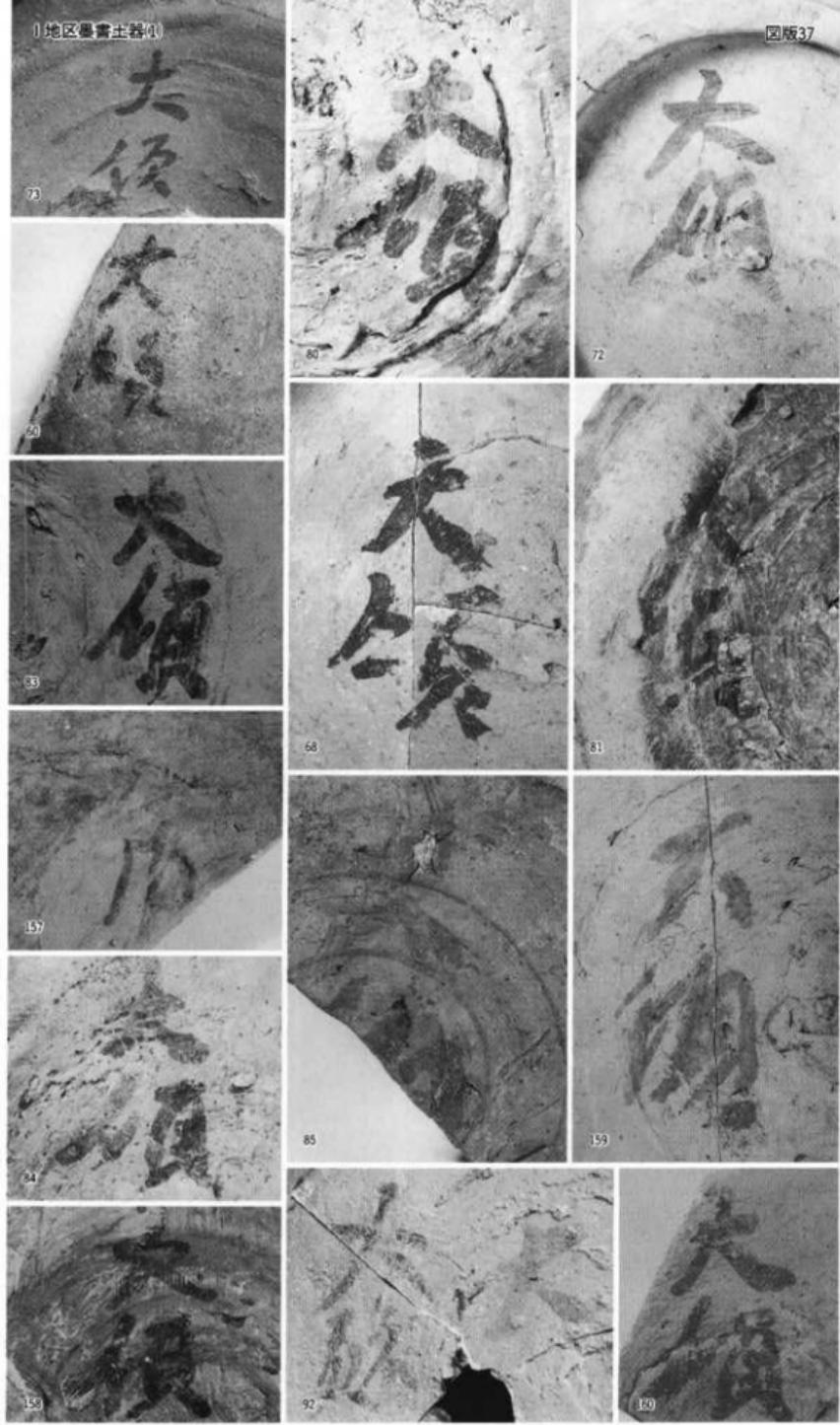


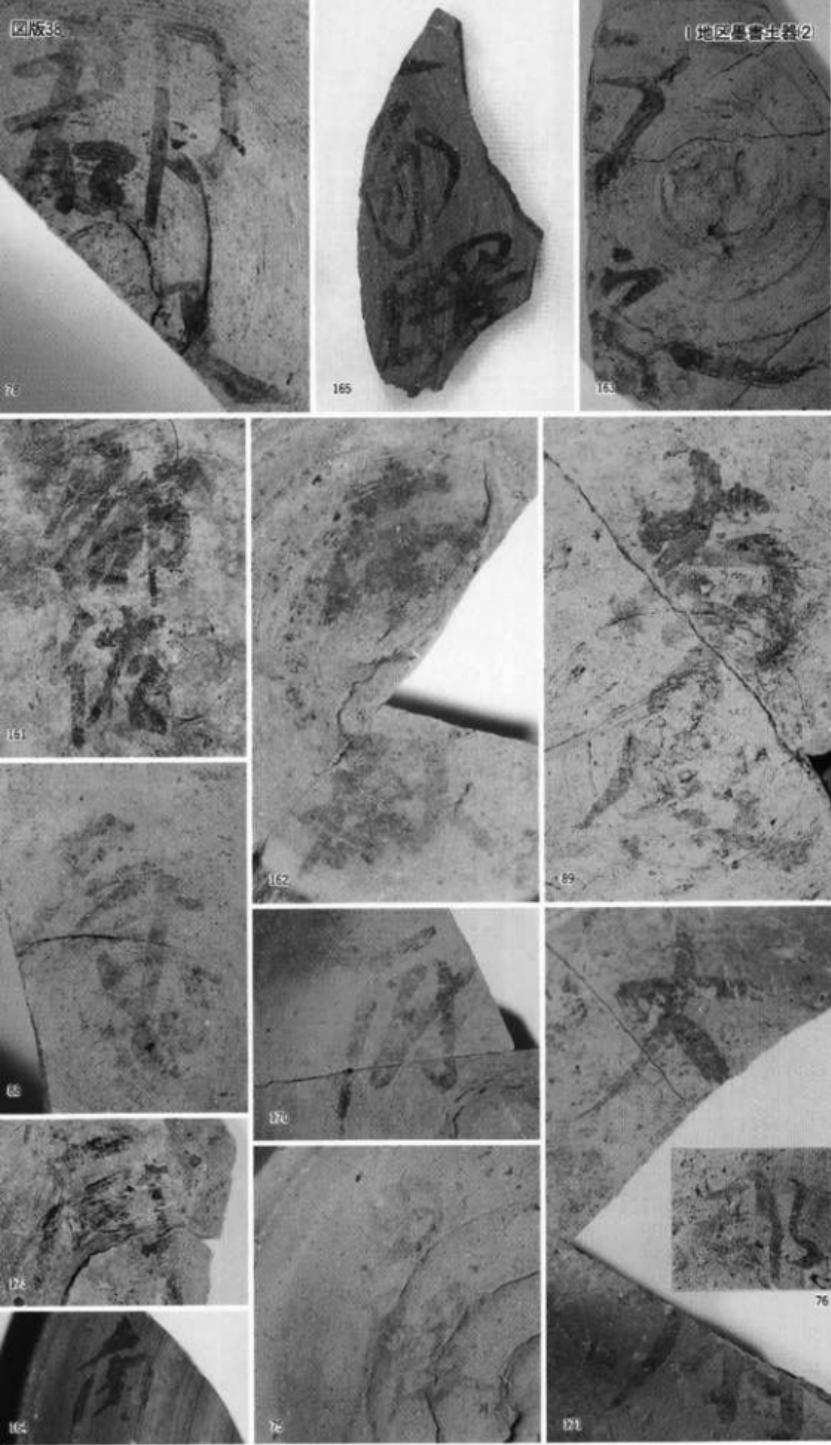


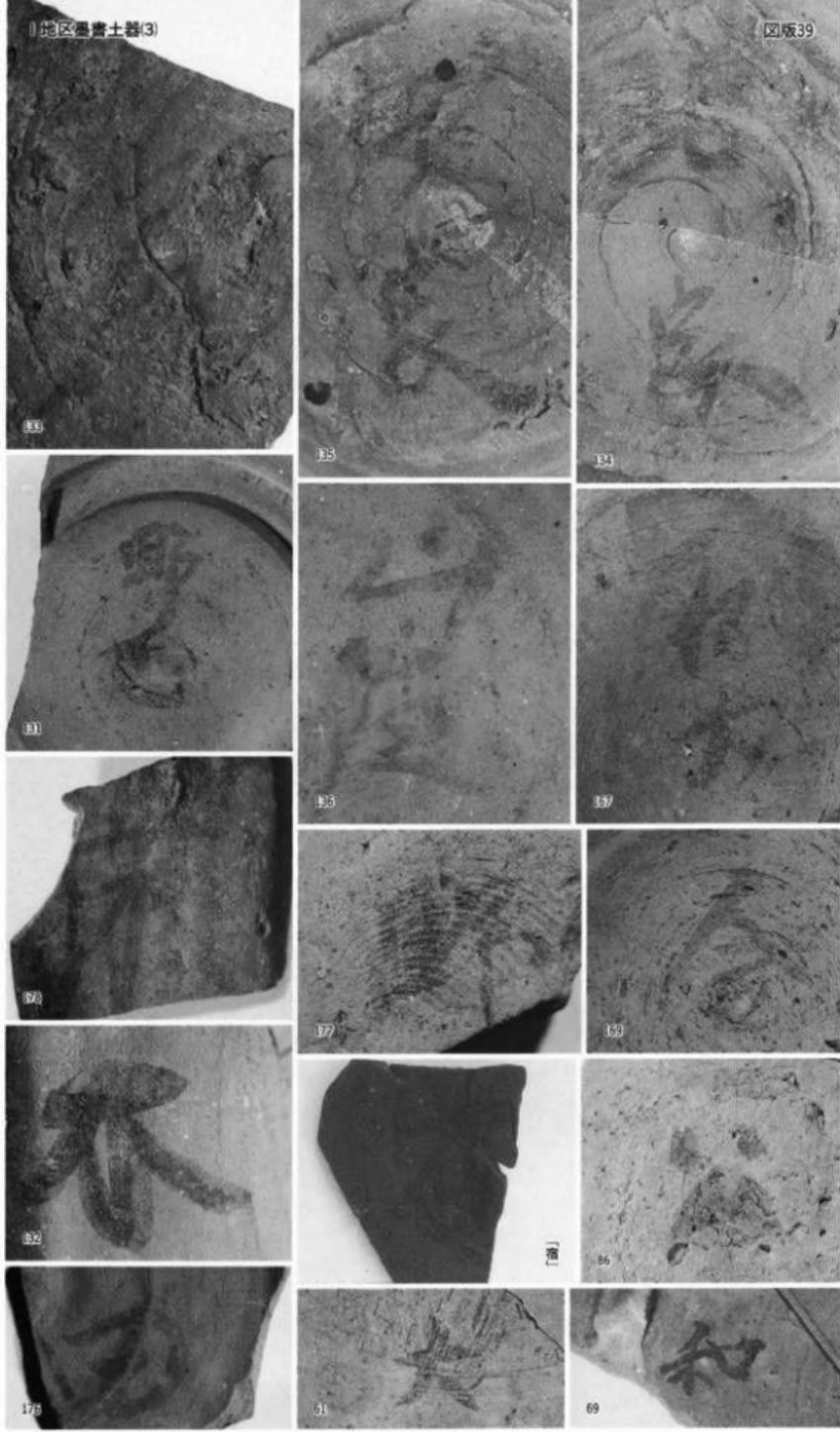


第4図-2





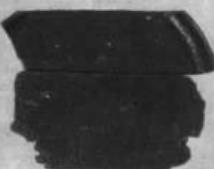








194



201



200



193



205



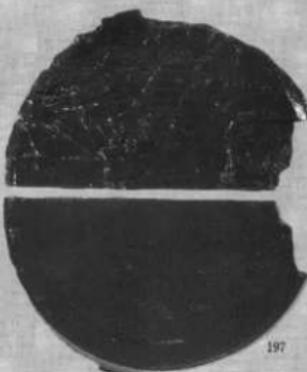
203



202



204



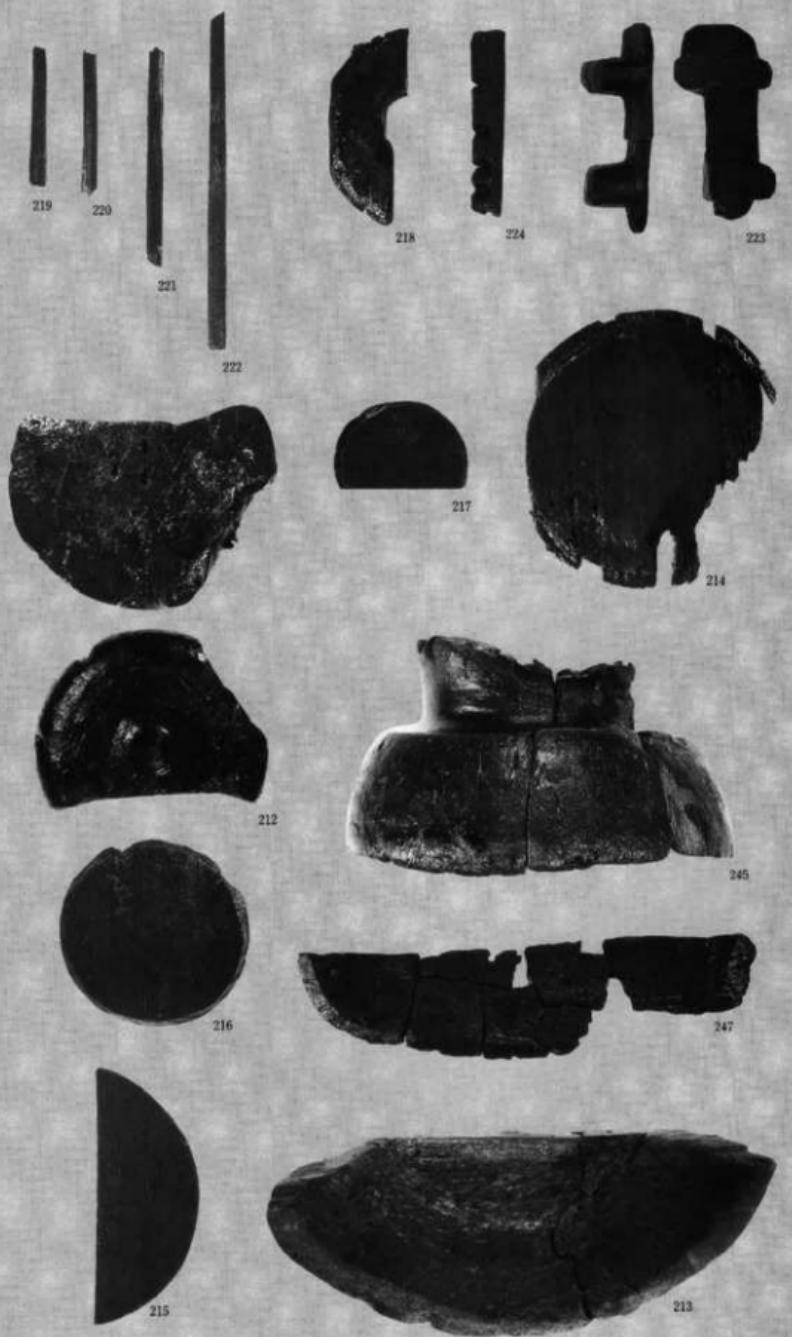
197

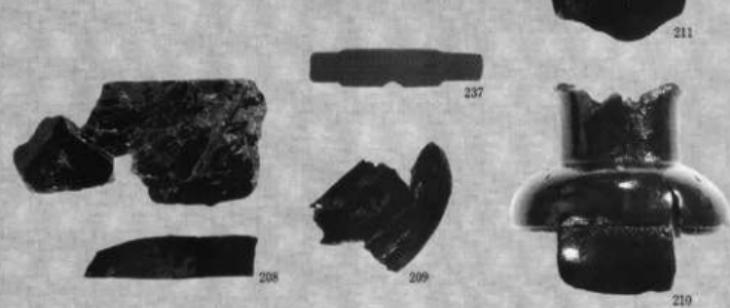
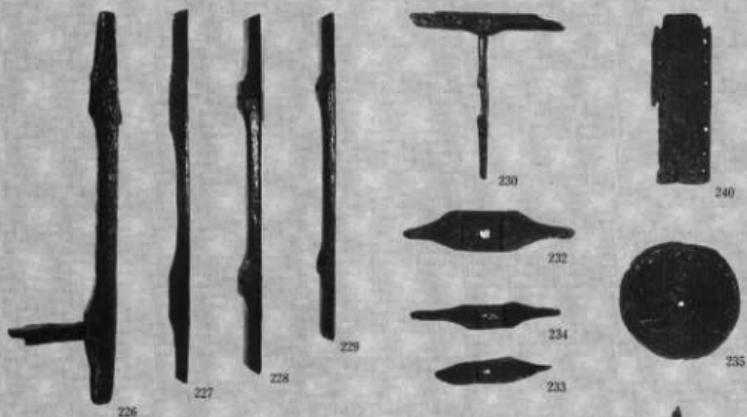


206

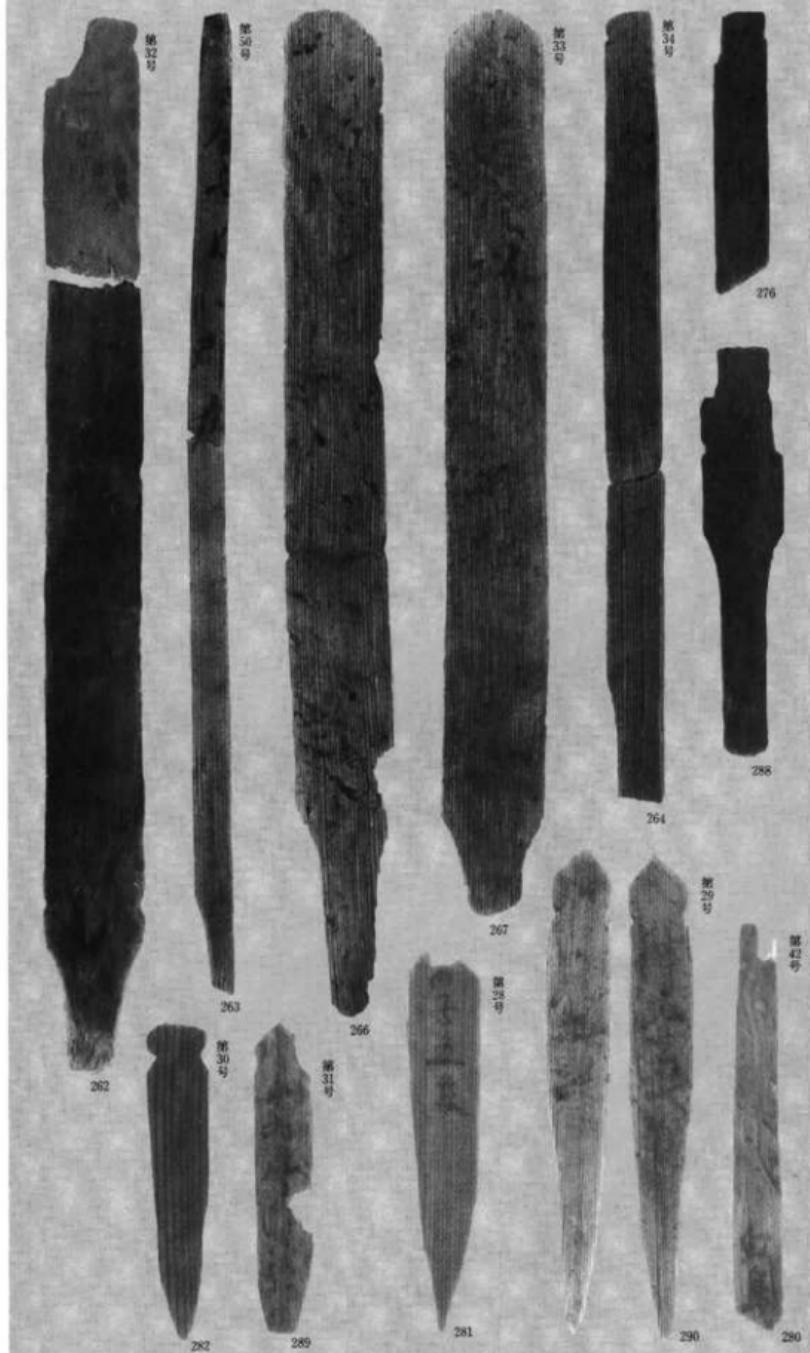


207











265



268



269



277



278



272



275



273



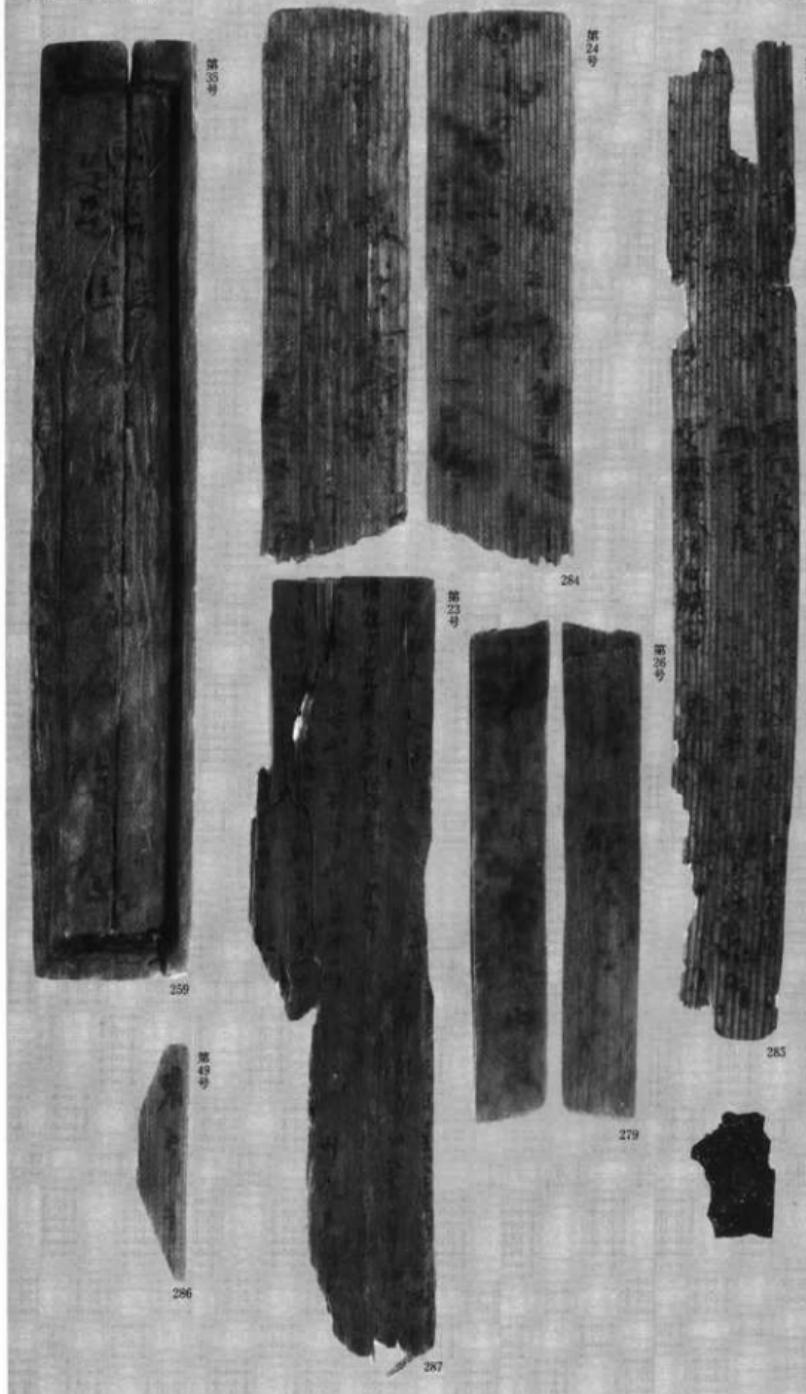
270

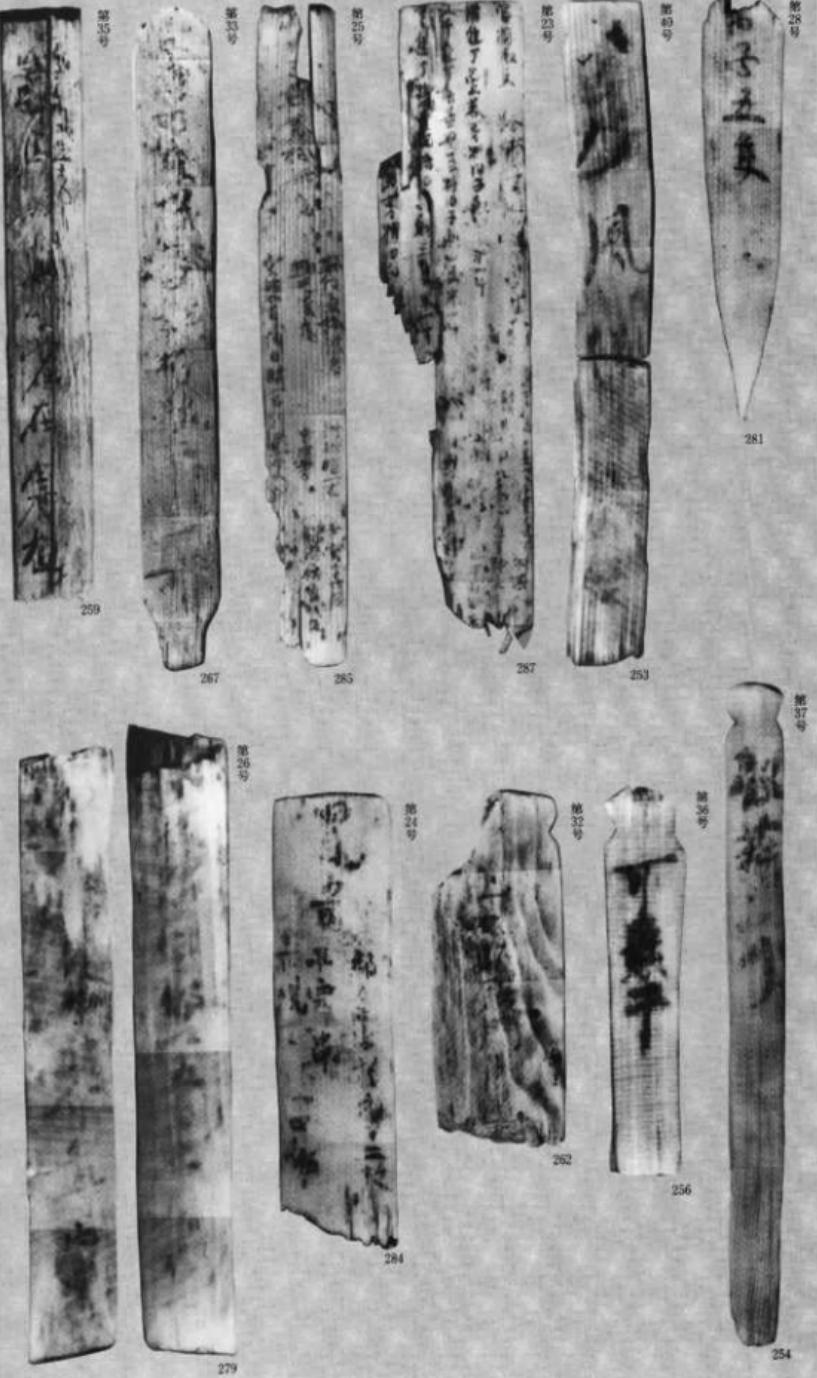


274



271





和島村埋蔵文化財調査報告書第3集

八幡林遺跡

平成6年3月25日印刷
平成6年3月30日発刊

発行 新潟県和島村教育委員会
印刷 梶第一印刷所
新潟市和合町2丁目4番18号
電話 (025) 285-7161